

治安維持法下における思想犯転向輔導施策への 牧口常三郎の対応に関する研究

—牧口常三郎の『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』を読み解く—

岩 木 勇 作

【目次】

はじめに：本研究について

第1章 1935年頃の創価教育学会の動向と治安当局の関係

第1節 1935年頃の創価教育学会と転向者の関わり

第2節 「創価教育学会の消息」から見た転向者の動向

第3節 『新教』に掲載された転向者の論考

第4節 創価教育学体系における「悪人救済」と宗教の必然性

第5節 治安維持法下における思想犯の処遇

第6節 思想犯の保護という観点

第7節 1935年頃の特高警察の方針

第2章 『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』の概要

第1節 牧口思想を理解するために

第2節 『赤化青年パンフ』

第3節 「教育改造と宗教革命」

第4節 「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」

おわりに

はじめに：本研究について

本研究¹の目的は、牧口常三郎²が1935年頃に行った、治安維持法下の思想犯転向輔導施策への

Yusaku Iwaki (創価大学非常勤講師)

¹ 本研究は牧口記念教育基金会より委託を受けたものである。また資料収集にあたっては創価大学池田大作記念創価教育研究所の協力を得た。なお、本稿では引用文の字体は新字・旧仮名遣いで統一している。おどり字のくの字点は「ヽヽ」などに置き換えた。[] 内で訂正および補足の字句を挿入している。

² 牧口常三郎(1871—1944)は創価教育学会(創価学会の前身)を戸田城外とともに創立。同会の初代会長となる。主著に『人生地理学』、『創価教育学体系』などがある。

対応を明らかにすることである。思想犯転向輔導施策とは、本稿では基本的に思想犯の「転向」を前提とした留保、起訴猶予、執行猶予、仮釈放などの処分を指している。牧口は、1933年2月4日に長野県で起きた左翼教員検挙事件および、それ以降に起こった教員赤化事件（以降、この一連の事件を長野県教員赤化事件と総称する）の転向者らに対して「完全転向」指導を試みている。その内容を示す資料が『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』（以降、『赤化青年パンフ』と略）というパンフレットである。この資料は、戸田城外³が編集兼発行人となっている教育雑誌『新教』第5巻第12号（日本小学館、1935年12月15日発行）に掲載され、翌年初頭に別冊のパンフレットとして発行されたようである⁴。

『赤化青年パンフ』は、東西哲学書院版『牧口常三郎全集』全5巻および現在刊行されている第三文明社版『牧口常三郎全集』全10巻には収録されていない（以降、第三文明社版『牧口常三郎全集』を『牧口全集』と略）。『牧口全集』の第9巻、第10巻の編集者の一人である宮田幸一氏が自身のホームページで2011年10月に公開している。ちなみに公開されているのは本文のみで、巻頭言や奥付の文章は含んでいない（巻頭言と奥付については後述）。また、2つの図表も原著を反映した形で掲載されておらず、文章には誤字が散見され、一部分の脱落もある⁵。そのホームページで、このパンフレットは「創価教育学会がその活動の初期において、内務省警保局、警視庁労働課という左翼の転向問題を扱っていた治安機関と連携しつつ、長野県などの赤化教員の転向工作に積極的に関わって、それらの赤化教員を積極的に創価教育学会にオルグしようとしたことを示す資料である。」⁶と位置づけられている。宮田氏はホームページ上で『赤化青年パンフ』を含め複数の資料を公開しているが、「初めてその諸論文を読んだときには、内容的に「これはヤバイ」とすぐ直感した。」⁷という。「ヤバイ」と直感したのは治安当局との関係を指しているよ

³ 戸田城外（1900—1958）は牧口常三郎とともに創価教育学会を創立し、戦後、創価学会として再建した。同会の第二代会長。戦後は戸田城聖と名乗っている。主著に『推理式指導算術』、小説『人間革命』などがある。

⁴ 『新教』第6巻第1号（1936年1月、55頁）には「告『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』と題する昨十年十一月号の論文を、別刷として広く頒つことにした。御心当りへ配布されんとする篤志の方には、残部のある限り贈呈いたす。御申込下さい。」とある。同第5巻第11号を確認すると同論文は掲載されておらず、現在確認できる『赤化青年パンフ』には「『新教』第五巻第十二号別冊」と表紙に明記されているので、第11号に掲載されたという記述は誤記で、第12号に掲載された後、別冊として配布されたようである。

⁵ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper16-1.html>（2023年1月現在）。脱落しているのは、『赤化青年パンフ』第3節の一段落「といふと、そんな宗教が今時あらう筈がないと、又一笑に附するかも知れない。が、これとてその人々が現在に身・口・意の三方から証明したら、最早疑ふのが無理でないか。」（『赤化青年パンフ』3頁。資料紹介272頁）と第4節の一段落「一たいこれは何故かと次の疑ひが起るであらうが、経文に何等カラクリがあらう訳はない。正善と慈悲以外に何物もないから、正直であり個人主義でないならば、嫌ふ筈がないのに、さやうの現証が起るのは要するに心底の歪曲がそれによつて暴露されると解釈するより外に途がないのである。それが乃ちこの宗教が人間の善悪判定の明鑑であり、従つて勸善懲惡の保証であるとされる所以である。」（『赤化青年パンフ』4頁。資料紹介273頁）。以降、『赤化青年パンフ』の頁数は原文頁を示し、本号掲載の資料紹介の頁数も併記する。創価大学池田大作記念創価教育研究所所蔵のマイクロフィルム版複写物を閲覧。

⁶ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper16-1.html>（2023年1月現在）

⁷ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper16-1.html>（2023年1月現在）

うである。つまり、牧口が赤化青年を転向指導する上で治安当局と連携したという点にある。

また当初は、『牧口全集』に収録する予定であったが、内容面から削除することになったと、その経緯に触れ、時機を待って公開したことが言及されている。収録予定だった『牧口全集』第9巻が編集された1980年代当時において『赤化青年パンフ』は宮田氏の言うような位置づけを与えられ非公開とされていたが、その後牧口と治安当局との関係はオープンにしても構わない情報であると宮田氏が知ったことで、「このような状況であれば、治安当局との関係をいつまでも隠蔽しておく必要もないと私は判断して、今回資料を公表した。この資料の公表に当たって、それなりのトラブルが発生することが予想されるが、後進の牧口研究者に発表の重荷を負わせるのも酷だし、私が編集責任に当たっていた部分の資料であるから、それを公表するのは私の責任であろう。(中略)なお脚注、補注の資料はあるが、膨大な量になるので、それを公表することは体力的に無理なので、牧口の論文のみを公表する。この資料をどのように解釈し、評価するかは読者の皆さんに一任することにしよう。」⁸と日の目を浴びることになった。

この公開から約7年後、『創価学会秘史』（講談社、2018年2月刊）を書いた高橋篤史氏は、『赤化青年パンフ』および『新教』（後に改題されて『教育改造』）を資料として用い、牧口と治安当局の関係を「しかし意外なことにそこからは、彼ら〔赤化青年〕が寄る辺とした創価教育学会と、かつて弾圧の鉄槌を容赦なく振り下ろしてきた特高警察とが、転向政策の下、固く手を握り合っていた様子が浮かび上がってくるのである。」(75頁)と解釈している。赤化青年の転向政策において悪名高い特高警察と創価教育学会が手を組んでいたという前提のもとで論述している。また「秘史」というタイトルからもうかがえるように同書が暴露本的なスタイルで叙述されているためか、創価教育学会の機関誌や『赤化青年パンフ』の部分的な記述をセンセーショナルに扱い、「牧口が唱えるところの教育と日蓮正宗との融合論はやはり難解極まりない代物だったのだろう。」(87頁)と、牧口の思想を認識しようとするよりは「難解極まりない代物」と評価している。

宮田氏は、高橋前掲書に対する所感を2018年4月に自身のホームページ⁹で公開しているが、そこで、高橋氏の実事誤認を追及するとともに「このようにいくつかの有益な新発見の情報があることは確かだが、同時に高橋氏は宗教や哲学・思想にはそれほど関心がないということも透けて見える」¹⁰と、高橋氏が牧口の思想に対して無関心であることを指摘している。『赤化青年パンフ』の内容に関する研究は、宮田氏が解釈を後進に託し、高橋氏が無関心を示したため、欠席裁判ながら、当事者の意見が述べられていないような状況にある。また、この状況を生み出した共通認識として、ある種単純な「特高＝悪」「転向＝権力による抑圧」のようなステレオタイプ

⁸ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper16-1.html> (2023年1月現在)

⁹ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper21takahashi.html> (2023年1月現在)。宮田幸一「『創価学会秘史』——事実誤認と歴史認識の誤解について」(『第三文明』第703号、第三文明社、2018年7月、81～83頁)にも、高橋氏前掲書に対する所感が掲載されているが、こちらは上記の宮田幸一氏のホームページ中の一部分である事実誤認についての指摘を抜粋したものである。

¹⁰ <http://hw001.spaaqs.ne.jp/miya33x/paper21takahashi.html> (2023年1月現在)

プがあって、『赤化青年パンフ』の内容に対する解釈を阻んでいるようにも思える。

戦時下の創価教育学会は、特高警察に監視され、会の中心者である牧口、戸田は1943年に治安維持法違反及び不敬罪の容疑で検挙された。牧口、戸田はその後東京拘置所に収容され、牧口に至っては獄死している。これは事実として揺るぎないものであるが、転向政策との関わりへの着目が新たな解釈の可能性を生んだといえよう。本稿は、思想犯転向輔導施策に対する、1935年頃の当事者（牧口）の意見に耳を傾け、再構成を試みるものである。

長野県教員赤化事件の主謀者とされた被告人29名はほぼすべて転向している¹¹。そして牧口が関わった長野県の赤化青年は、起訴猶予・執行猶予・仮釈放¹²といった処分を受けている状態であり既に転向者と見做されている。牧口が行ったのは転向者に対する「完全転向」である。その意味合いを考えるならば、転向者へ社会復帰の保証を与えようとしたというのが妥当と言える（「完全転向」については後述するが、現段階ではこの意味で捉えて差し支えない）。起訴猶予・執行猶予・仮釈放の思想犯を更生し、社会復帰を目指す上で、治安当局と連携を取ることが必要不可欠なことである。

むしろ検討されなければならないことは、もし、牧口の「完全転向」指導が単に教線拡大や会員の取り込みを意味するならば、何故これほど「厄介」な相手を対象にしたのかという点である。これは「完全転向」に単なる会員の拡大以上の意味が存在していたことを示唆していないだろうか。また、先行研究が指摘しているような特高警察の1935年頃の取締方針の変化（本稿第1章第7節で言及）を考慮するならば、当時の特高と連携をとること自体を問題とするような言説も留保する必要があるだろう。

本研究では、課題Ⅰ・赤化青年の転向における治安当局と創価教育学会との協力関係とはどのようなものであったか。課題Ⅱ・牧口常三郎が目指していた「完全転向」「宗教革命」とはどのような内容なのか。課題Ⅲ・Ⅰ・Ⅱに対して歴史的・思想的にどのような解釈を与えることができるのか。この3つの研究課題にアプローチしていくことになる。

本稿では、『新教』『教育改造』といった創価教育学会の機関誌を主な資料として、1935年頃の創価教育学会の動向と治安当局との関係を確認し、これまでまともに扱われてこなかった『赤化青年パンフ』の解読を試みる。

第1章 1935年頃の創価教育学会の動向と治安当局の関係

第1節 1935年頃の創価教育学会と転向者の関わり

まず、『赤化青年パンフ』を理解する上で重要と考えられる著作および重要事項を1930年の『創価教育学体系』（以降『体系』と略）第1巻発行から、1937年の『創価教育法の科学的超宗教的

¹¹ 奥平康弘『治安維持法小史』岩波書店、2006年、155頁参照。

¹² 思想犯の検挙以後の処理の流れは、荻野富士夫『治安維持法の「現場」—治安維持法事件はどう裁かれたか—』（六花出版、2021年）の8頁の図に非常に分かりやすく示されているので参照されたい。

実験証明』（以降『実験証明』と略）まで以下で簡単に列記しておいた。◇は一般事項。

1930年11月18日 『体系』第1巻刊

1931年3月5日 『体系』第2巻刊

1932年7月15日 『体系』第3巻刊

◇1933年2月4日 長野県教員赤化事件

◇1933年6月9日 佐野・鍋山転向宣言（転向ブーム起こる）

1934年6月20日 『体系』第4巻刊

◇1935年2月 天皇機関説事件

1935年春頃 『創価教育学体系梗概』発行

1935年6月15日 『新教』第5巻第6号発行 ※『新教』改題号

◇1935年8月3日 第一次国体明徴声明

◇1935年9月2日 文相官邸において宗教教育協議会が開催

◇1935年10月15日 第二次国体明徴声明

1935年11月15日 『新教』第5巻第11号、巻頭言「教育改造と宗教革命」

◇1935年11月28日 文部省より「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」が出される

1935年12月15日 『新教』第5巻第12号、「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」

1936年1月頃 『赤化青年パンフ』配布

◇1936年5月29日 思想犯保護観察法公布（同年11月20日施行）

1936年7月15日 『教育改造』第6巻第7号発行 ※『教育改造』改題号

1936年7月29日 『体系』第5巻の原稿を書き上げたことを報告¹³

◇1937年7月7日 日中戦争始まる

1937年9月5日 『実験証明』発行

上記の様に年代順に概観すると、佐野・鍋山の「共同被告同志に告ぐる書」によって転向宣言がなされ共産党员による転向ブームが起こり、天皇機関説が糾弾され始め、学校教育においては宗教教育の必要性が各所で説かれるようになった。かつ治安維持法改正案の縮小版である「思想犯保護観察法」が公布された、そのような時代背景において牧口は「完全転向」指導を試みたことが分かる。そして牧口にとっては「宗教革命」を掲げて行った初めての具体的活動が赤化青年に対する「完全転向」指導であることを指摘できる。それぞれ本研究にとって重要な事柄であるが、ここでは同時代的な状況を簡単に指摘するに止めておく。また思想史的・歴史的文脈における牧口思想の解明については別稿に譲りたい。

¹³ 札幌師範学校附属小学校編『五十年回顧録』（札幌師範学校附属小学校、1936年7月29日）に収録された牧口の寄稿「四十五年前教生時代の追懐」では冒頭で「価値があらうがあるまいが、ともかく『創価教育学』第五巻を書きあげ総論だけを漸く六年目で完結した」（『牧口全集』第7巻、1982年、409頁）と述べている。ほか別の時期にも第5巻の原稿を書き上げた話が出て来るが、第5巻は未刊となっている。

つづいて対象とする資料の確認をしておきたい。牧口常三郎と師弟関係にあった戸田城外が戦前に編集・発行した教育雑誌として『新進教材 環境』、『進展環境 新教材集録』、『新教材集録』、『新教』、『教育改造』がある。1930年3月頃の『新進教材 環境』を皮切りに上記の様に誌名を変更しながら、1936年7月の『教育改造』まで刊行されていることが確認されている。未発見のため確認できない号も多いが、現存が確認されている以下の『新教』『教育改造』を閲覧した¹⁴。

『新教』第5巻第6号、1935年6月15日発行 ※『新教材集録』から解題

『新教』第5巻第7号、1935年7月15日発行

『新教』第5巻第11号、1935年11月15日発行

『新教』第6巻第1号、1936年1月15日発行

『新教』第6巻第2号、1936年2月15日発行

『新教』第6巻第3号、1936年3月15日発行

『新教』第6巻第4号、1936年4月15日発行

『新教』第6巻第5号、1936年5月15日発行

『新教』第6巻第6号、1936年6月15日発行

『教育改造』第6巻第7号、1936年7月15日発行 ※『新教』から解題

以上の資料現存の状況から、本章では、1935年6月から1936年7月の約1年間の創価教育学会の動向を『新教』『教育改造』によって確認していくことになる。転向者と創価教育学会の関わりを見ると、管見の限りでは、『新教材集録』の改題号である『新教』¹⁵第5巻第6号（1935年10月6月）以降の誌面で長野県教員赤化事件の転向者の氏名が確認できる。本稿では後に創価教育研究所所員となる渋谷信義（筍吉）、矢島周平、土岐正三（雅美）、小林濟、石澤泰治、高地虎雄の6名を取りあげる。検挙以降の経歴を、岡野正『1930年代教員運動関係者名簿改訂版』（1996年）および有賀光良編『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』（2012年）で確認しておく。

渋谷は、1933年2月6日検挙、治安維持法違反で起訴、1934年5月21日懲役2年（執行猶予4年）の判決、1936年7月20日死去。

矢島は1933年2月17日検挙、同年2月23日釈放、7月31日退職、1934年3月7日起訴猶予、1982年6月20日死去。

土岐は1933年2月18日検挙、治安維持法違反で起訴、1934年5月21日懲役2年（執行猶予4年）の判決、1945年8月30日死去。

¹⁴ 創価大学池田大作記念創価教育研究所の所蔵資料を閲覧させていただいた。同研究所の協力によって編纂された第三文明社刊『評伝牧口常三郎』（2017年）、『評伝戸田城聖（上）』（2019年）、『評伝戸田城聖（下）』（2021年）には機関雑誌や未発見資料の最新情報が掲載されている。

¹⁵ 赤化事件の転向者にとっても因縁のある「新興教育研究所」の略称である「新教」を雑誌名としていることは興味深い。

小林は1933年2月18日検挙、治安維持法違反で起訴、1934年5月21日懲役2年（執行猶予4年）の判決、1936年日本精神講習会、1986年6月死去。

石澤は、1933年2月9日検挙、治安維持法違反で起訴、1934年10月9日二審で懲役2年の実刑判決、1937年11月11日死去。

高地は、1933年2月9日検挙、治安維持法違反で起訴、1934年10月9日二審で懲役2年の実刑判決、上告が却下され小菅刑務所に下獄、1935年11月3日長野刑務所を釈放、1986年3月28日死去。

以上6名の検挙以降の経歴を2種の名簿で整理した¹⁶。この中で創価教育学会と関わりをもつのが最も早かったのが渋谷のようで¹⁷、そこから他5名も関わりをもつようになり、創価教育学研究所員となった。『新教』の誌面上では、第5巻第6号の1935年6月時点で渋谷、矢島、土岐の名前は確認できている¹⁸。土岐は第6巻第2号（1936年2月）で牧口に会ったのは1935年3月半ばと言及している¹⁹、1935年の春頃には複数名の転向者が関わるようになっていたようである²⁰。第6巻第1号（1936年1月）に小林²¹、第6巻第3号（1936年3月）に石澤²²、第6巻第5号（1936年5月）に高地²³が登場する。もちろんこれは初出を示しただけであって、関係を結んだのはそれ以前の出来事になるだろう。

¹⁶ 前掲『1930年代教員運動関係者名簿改訂版』、『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』の名簿を参考に検挙以降の経歴をこちらで勘案して列記している。長野県教員赤化事件の研究資料リストとして、前田一男「長野県教員赤化事件（「二・四事件」）に関する研究（1）—1930年代教育史像の再構築のための研究視角—」（『立教大学教育学科研究年報』第60号、立教大学文学部教育学科、2017年、57～85頁）が参考になった。

¹⁷ 西野辰吉『伝記戸田城聖』（第三文明社、1985年刊）には「東京へ出てきて職さがしをしていた渋谷が、塾の教師にやとってもらえないかといって、戸田を訪ねてきたのだ。戸田は話しあってみて、渋谷を牧口に紹介して訪問させた。教育と宗教をめぐる論議が、渋谷と戸田、牧口のあいだにかわされ、それから戸田は塾の教師ではなく日本小学館の編集部に渋谷をやとったのである。それがきっかけになって、東京へ出てきていた長野赤化事件の関係者が、正法研究会にくわったのだった。」（142頁）とある。

¹⁸ 同号、81頁参照。

¹⁹ 同号、87頁参照。

²⁰ 矢嶋秀覚「法華経かマルクス主義か」（聖教新聞社編『牧口常三郎』1972年刊）には、「親友・渋谷信義君の紹介で、昭和十年の正月、目白の牧口先生のお宅を訪ねた。（中略）それから牧口先生の折伏のうへの弟子となった。先生は入信後まもなく、私を警視庁労働課長・内務省警保局長の許に連れて行かれ、完全転向をして「今後、法華経の信仰に励み、国家有為の青年となるから御安心下さい」といって紹介して下さった。」（475～476頁）とある。

²¹ 同号の編集後記参照。

²² 同号、12頁参照。

²³ 同号、63頁参照。『新教』第6巻4号には、「有名なる某県赤化事件の関係者にして完全転向をなしたものが四名に上り、警視庁特高課、内務省警保局などが、時節柄大なる感動を以て注目を為しつゝあることは度々本誌を以て報告したる処なるが、更に一年余の刑期を終へて出獄した兩名の青年も加はり」（63頁）とあるので、高地は1936年4月以前に創価教育学会に加入。渋谷は1936年1月15日掲載の「転向教師らのゆくへ」で4人の転向者と記載し、1936年2月22日の懇話会で大崎警察署特高係の齋藤が5名の諸君と言及しているため、石澤はその間に同会へ加入したようである（本稿第1章第2節・第3節参照）。石澤と高地は懲役2年の実刑判決が出ているので、1年数ヶ月で仮釈放されたということになる。

『新教』第6巻第5号ではこの6人の転向者は、名簿上²⁴、「創価教育学研究所」のメンバーとして名を連ねており、それぞれ役職は、矢島周平（創価教育学会幹事）、渋谷信義（創価教育学会「新教」編集部）、土岐雅美（創価教育学研究所員）、小林済（創価教育学会「新教」編集部）、石澤泰治（創価教育学研究所員）、高地虎雄（創価教育学研究所員）として記載されている。この時点で矢島（起訴猶予）以外は有罪判決が出ており、執行猶予及び仮釈放の身であることに注意されたい。

第2節 「創価教育学会の消息」から見た転向者の動向

ここでは、『新教』『教育改造』に掲載された「創価教育学会の消息」を中心に6名の転向者の動向を追ってみたい。特に長野県や治安当局と関係のある事蹟に限定して取り上げる。

1935年5月13日に神田教育会館で総数35名による長野県北海道女教員代表合同座談会を開催。長野県と北海道の教員が出席。牧口と戸田は北海道側として参加。矢島、渋谷、土岐は長野県側として参加。渋谷は座談会半ばで、教師としての体験、教職を退職に至った過程、現在の生活について語っている²⁵。

同年5月26日には大森の見晴で、創価教育学会の研究部総会を開催。渋谷、矢島、土岐が参加。ほか長野県出身の参加者としては上村久三、林幸四郎の名前が記載されている²⁶。

同年11月に牧口と転向者4名（矢島、渋谷、土岐、小林）で長野県へ行く²⁷。長野行前には、「運動がましきやう」の意味はないことを周知するため、内務省警保局、警視庁労働課長等を数回訪問し、関係教育家等と懇談、内務省へ長野の警察部へ電話をかけてもらい今回の長野行きの準備を万全にした。この長野で行った講演を基に「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」が作成されている²⁸。

1936年1月10日に渋谷は創価教育学会の趣旨徹底と新会員募集のため神奈川県女子師範学校附属小学校を訪れている。4名の訓導に『新教』第6巻第1号と『創価教育学体系梗概』『赤化青年パンフ』を渡し会談した。その内の一人から「牧口は赤」「牧口はインチキ」と難癖を付けられたことに対し議論を行っている。後日真相を調べた結果「牧口は赤」という発言は誤解に基づくことがわかった。今回の訪問記を誌面に掲載する確認をとるために1月20日に再度附属小学校を訪れている²⁹。

²⁴ 同号、148頁参照。他にも長野県教員赤化事件の転向者で創価教育学会のメンバーは存在する。谷本進、湯田戸一など。『実験証明』の記述によれば、1937年時点では「十余名」まで増えていたようである。

²⁵ 『新教』第5巻第6号、1935年6月、81頁参照。

²⁶ 同86頁参照。

²⁷ 『教育改造』第6巻第7号、1936年7月、「昨年十一月及び今年二月の二回に亘つて牧口研究所長引率のもとに三人の研究員が長野県一巡旅行をした事」（136頁）とある。1935年11月の長野行の人数は『赤化青年パンフ』に4名と明記されている。この時期までに創価教育学会に加入していた長野県教員赤化事件の転向者は渋谷、矢島、土岐、小林の4名と考えられる。

²⁸ 『赤化青年パンフ』、2～3頁参照。資料紹介270～271頁参照。

²⁹ 『新教』第6巻第2号、1936年2月、11～15頁参照。

1936年1月15日付の『新教』第6巻第1号に「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」をパンフレットとして全国教育関係者、国家の要職にある人に配布する予定であること、希望者にも贈呈することが記載³⁰。

1936年1月に長野県支部が成立³¹。同年2月8日には牧口と転向者3名(矢島、渋谷、小林)を伴って一週間をかけ、長野県を歴訪。各地で講演、座談会を行う。牧口引率のもと転向者の3名は長野県の青年教育者・一般青年と教育上の重要問題について懇談会をする目的で出発。同月8日は下諏訪町桔梗屋で座談会。9日は上諏訪町牡丹屋で座談会。10日は地理学者三澤勝衛、長野県教育会の守屋喜七を訪問。その後、伊那町箕輪屋で座談会。11日は信州唯一の日蓮正宗³²の寺、信盛寺の細井精道を訪ね、その後、松本市外浅間温泉桃の湯で座談会。12日は松本市の小学校、松本女子師範学校附属小学校を訪問。その後長野市犀北館で座談会。13日は、長野県庁に学務部長野間正秋を訪問。その後、長野市犀北館で座談会。14日は上田市観水亭で座談会。14日の夜行で牧口、渋谷、小林は帰京。矢島は残って15日に上田本校・南校を訪問した。これらの座談会の内容は、教育方法学の樹立の問題、赤化青年の完全転向の問題、教育の指導原理としての宗教の問題、宗教と科学の問題、個性教育の問題、信念の問題等多岐に亘っている。矢島は2月18日に帰京し、長野県行の報告を行った³³。

2月22日に品川区五反田の蔦幸で創価教育学研究所員の転向者による懇話会が開催。15名が参集し、その参加者の内2名が大崎警察署特高係の齋藤、小寺だった。特高係は彼等に対して監視の任務があるが、矢島、渋谷の両名が大崎警察署に出頭して「今回赤化青年の懇親会を開くから御職掌から御苦勞でも臨監されたい」と要請したことで特高係2名の参加となった。「職掌柄の監視の任務は帯びて居ても、今は全く打ち解けてしまつて、友人関係の親しさを持って夜の耽るけるのも忘れて歓談を交換し、直接間接に心配をして居る父兄親戚友人などに大きな安心を与へた。」という記述や、「吾々が監視の下にあるこの大崎署の管内にある思想犯に関係した要注意人物が六十余名ある。これ等は上官からの命令がなくとも常に注意を怠つては居ないのであるが、その中で君等の仲間になつてゐる五名の諸君に対してだけは最早安心して臨検などは遠慮して致

³⁰ 『新教』第6巻第1号、1936年1月、91頁参照。

³¹ 『新教』第6巻第2号、1936年2月、86頁参照。

³² 日蓮正宗は、日蓮を宗祖、日興を二祖、日目を三祖として、静岡県富士宮市にある富士大石寺を総本山とする宗。創価教育学会は日蓮正宗に所属していたが従来の講ではない。牧口は「創価教育学会其のものは前に申した通り日蓮正宗の信仰に私の価値創造論を採入れた処の立派な一個の在家的信仰団体であります。所謂宗教団体法に云ふ処の宗教団体ではありませんし、又宗教結社の届出も致して居りません。学会は飽迄も日蓮正宗の信仰を私の価値論と結び付ける処に特異性があるのであります。』(『牧口全集』第10巻、第三文明社、1987年、188頁)と日蓮正宗と創価教育学会の関係を述べている。創価教育学会は、戦前の弾圧によって壊滅状態にあったが、戦後、戸田城聖によって再建され1952年9月に創価学会として宗教法人格を取得(『創価教育の源流』編纂委員会編『評伝戸田城聖』第三文明社、2021年、136頁参照)。創価学会が会員を増やし世界宗教化する一方、日蓮正宗は1991年に創価学会に対して会員の取り込みを狙い「解散勧告書」「破門通告書」を送りつけ破門するに至っている(創価学会教育部編『教学入門』聖教新聞社、2015年、296～310頁参照)。

³³ 『新教』第6巻第3号、1936年3月、84～85頁参照。

さぬ。之は一昨年来かけのぞきしないので、知つて居るであらう。折角完全転向をして更生されつゝあるものに、又も陰鬱なりし過去の感傷を新たにさせるに忍びないからである。」といった特高係齋藤の発言は、後述する思想犯保護の観点からも重要である。牧口はこの懇話会で、この特高の2名に対し、転向者らが何故このように「完全転向」出来たのかその根本的な理由の認識にまで達して欲しいと踏み込んだあと、「完全転向」の指導原理として宗教講話（「職業原理としての宗教信念」）を行い、最後に「特高係警官諸君の監視を怠るべからざる赤化青年の斯やうなる完全転向も、要するにその日蓮正宗の信仰に基くものであることは、眼前の現証として首肯される所であらう。」と締めくくった³⁴。

1936年3月16日は、小林、石澤、矢島が内務省警保局の葉袋勘兵衛、佐々木與四藏を訪問し、思想問題、宗教問題、教育問題等について懇談。その後、同じ3名が警視庁労働課係長の木内嶺を訪問し、転向者指導問題について懇談³⁵。

1936年3月31日、石澤、高地、矢島は大審院検事平田勲³⁶を訪問し、教育改革問題、日本精神再認識の問題等について懇談。4月5日、石澤が淀橋区帝国更新会思想部における長野県出身転向者座談会に出席。約10名の参加者と転向者更生問題について協議。4月11日には牧口と高地は大審院検事の平田勲を訪問。赤化青年の転向問題、宗教革命問題等について懇談³⁷。

1936年5月4日は、牧口引率のもと、石澤、矢島、高地の3名を伴って警視庁労働課係長の木内嶺、内務省警保局の葉袋勘兵衛、佐々木與四藏を訪問し、長野県の赤化教員転向指導に関して懇談。また石澤、矢島、高地の3名は内務省に職業課長近藤譲太郎を訪問し、教育革命問題について懇談。その後、同3名は大審院検事の平田勲を訪問し、教育革命問題について懇談³⁸。

1936年5月6日は、高地が日蓮正宗の信仰を根本に創価教育学を語ることを目的として5日間の予定で長野県行。7日に倉科小学校を訪問し、校長含む複数の教員に日蓮正宗と創価教育学の簡単な紹介をした。その夜は小学校教員2名と日蓮正宗について語った。9日には長野市を訪れ、長野県検事局思想検事・黒川、長野県地方裁判所部長・石田、特高課長・畠村、県視学・小林、夏目の両氏、弁護士・船坂等を訪問し、宗教問題、教育問題、思想問題等の意見を交換した。9日夜に長野署を訪れ、警官の前で日蓮正宗と創価教育学会の紹介をした。その後、長野の中野会館で座談会を開催、同じく転向者で日蓮正宗に入信した湯田戸一と再会。10日は埴生村に恩師を訪ね、午後は八幡小学校で座談会を開催。11日午前は転向者の馬場健作と宗教問題について論争。午後はかつての奉職地である塩崎小学校を訪れ座談会を開催。職員10数名が出席した。

³⁴ 『新教』第6巻第4号、1936年4月、72～77頁参照。この宗教講話は文脈上、牧口以外あり得ないが、編者の筆録であり、記名がないため、現在まで牧口の講演とも見做されていない。『牧口全集』未収録。

³⁵ 同150頁参照。

³⁶ 平田勲は1927年東京地裁検事局「思想部」創設とともに部長、「思想検事」の先駆者となった。佐野・鍋山の「転向」を演出し、1936年には東京保護観察所長として思想犯保護観察制度を推進。荻野富士夫『思想検事』岩波新書、2000年、iv頁参照。

³⁷ 『新教』第6巻第5号、1936年5月、146頁参照。

³⁸ 『新教』第6巻第6号、1936年6月、148頁参照。

座談会では教育論、思想問題、日本精神論などを語り合った。12日に帰京し長野県行の報告会を開催。14日に高地、矢島は警視庁労働課の木内嶺、内務省警保局の葉袋勘兵衛、佐々木與四藏を訪問。高地が長野県行の報告を行った³⁹。

1936年6月2日早朝、石澤は長野県行から帰京。4日に石澤、矢島は本会顧問の秋月左都夫と石井国次を訪問し、石澤が長野県行の報告を行った。また国体明徴問題、教育改造問題等について懇談。同日矢島は堀米泰栄を訪問し石澤の長野県行の報告をした。5日には長野県特高課の館林政治が創価教育学会を訪問。牧口をはじめ、研究所員全員にて館林を中心に転向指導座談会を開催する。館林が突然訪れたわけではなく、先んじて館林の上京の噂を聞いた転向者が、警視庁特高課の木内に電話し宿所を照会してもらい、上京後の館林を訪問している。そこで転向者らは「極めて質素な夕食会でも開いて氏を招待し、最近の生活状態を示し、先年の慰労を兼ねて、往時を追懐し、懺悔滅罪の一端となさうと申込んだ」、その結果として「所が氏もその暖き志に過去の敵味方の対立を今はすつかり忘れ、国民精神文化研究所と日本文化協会の視察の序に本会研究所を来訪し、吾等の赤課〔裸〕々なる勤務の状態を親しく視察し、数時間の打解けた歓談を遂げて満足して帰つた。」ということになったようである⁴⁰。

以上、『新教』『教育改造』に掲載された6名の転向者の動向を誌面で確認した。彼らは特高監視下において、牧口と共に、また時には単独で、特高課、内務省警保局、警視庁労働課、検事局等の治安当局と細やかに連携・報告をし、精力的に長野県行している。

第3節 『新教』に掲載された転向者の論考

本節では、転向者が執筆した論考を見ておきたい。『新教』に転向者の論説は数多く掲載されているが、ここでは転向者の心情がよく表現されている渋谷と高地の論考を取り上げる。渋谷の「転向教師らのゆくへ——中村新太郎氏の「ダンス」読後感——」（『新教』第6巻第1号、1936年1月、61～69頁）は、掲載後『赤化青年パンフ』と同様に創価教育学会の別冊パンフレットとして配布されている。本論考は1936年1月に『綴方生活』（第8巻第55号、文園社）に掲載された中村新太郎の「ダンス」に触発される形で執筆されている。この「ダンス」の登場人物らが長野県教員赤化事件の転向者を想起させるものとなっていたためである。「ダンス」の登場人物の発言等を渋谷の経験また創価教育学の立場から批判するというのが本論考の基本的な構成である。その端々に出て来る渋谷の転向者としての心情や見解を捉えることで、転向者たちがどのような状況におかれているか推察することが出来るだろう。渋谷はここで描かれている登場人物と自身の経験を結び付け次のように述べている。

³⁹ 同51～55頁および148頁を参照。高地は「今度の長野行に際して、長野県へ私を紹介して下さった大審院検事平田先生、内務省警保局、警視庁労働課の人達に対して、又御多忙の所長時間に渡つて面会して下さった諸氏に対して、又学会の為に座談会を準備して下さった小学校に対して、深く感謝の意を表して筆を擱く」（55頁）と述べている。

⁴⁰ 『教育改造』第6巻第7号、1936年7月、152頁および110頁を参照。

赤化教師の転向者の諸相はおのづから他の生産部門の赤化運動体験者らと異なるもの、あることは、教員層とインテリゲンチヤ、教員層とプチブル層との対比が明瞭なる如く独特な形相を持して居る。彼らは赤化運動の一端に加はる事によつてはじめて教育の独自の活動部面を歴史的進展と社会的協同の上に意識し他部門の人々との長い疎隔にかゝらず、同志の熱意と愛情を以て手をつなぎ得る事を識つた。然し一度嵐がおそつて職を失つた場合、彼等は一様に他部門の人々より一層深刻な生活苦の圧力の下に呻かねばならなくなり、その時にこそはじめて、教育界、教員層の社会的特殊的位置を教員相互の横のつながりの無力を痛烈に臍を噛む思ひを以て、自己の現実の姿に見出し、身もがきつゞけねばならなかつた⁴¹。

と、赤化教員にとっての共産主義運動の意義とその挫折を述べている。また自意識をトレースしながら赤化教員の転向者らは「教壇の生活に狭隘性と倦怠を感じ、反抗と改革意識を描いてゐた活動性に富んだ赤い教師の転向者は、特殊な自己の素質の発見と完成への意志に燃え順応した環境を与へられるか形成し得た者以外は、すべて一意復職を希望するのは当然」と考えるであろうと述べている⁴²。そして転向教師らは個人主義・利己主義者であると非難し、転向教師が如何なる心理状態にあるかを次のように描いている。

転向した教師らは現実社会に生き、全然異つた生活様式をもつ他部門の仕事につき、人々をリードするためには大きな革命を生活の内外に要するのである。過去に於いて形成された牢固なる——いかに牢固たる牙城に立て籠つてゐた事よ——社会的事象への偏見を、ドグマに充ちた批判性を、ムキ出しにその肌をふれ得なかつた不徹底さを、頭を下げられる事しか知らなかつた、そして注入主義をもつて培はれ、注入主義をもつて人の子を導いてきた謙譲を知らない傲慢性を、全く根本から叩きなほさねばならない破目につき落される。牢固たるものを叩きなほすほど困難なことはない。然も希望も信念もない彼らはひたすらにその殻の口をひきしめて、『洞穴の回顧』に遊ぼうとし、デイレンマに呻吟する。辱かしめられまい。自己の生活の圏内に他人をふみ込ませまい。利用されまいといふ自我の小良心を懸命に固守する。卑屈な自己防衛がそれだ。

殊に復職の可能性が半分でもあるか、複〔復〕職し得たか、何か確実な生産部門に就き得ると、かつての盟友らを、殊に就職の不能性のないまでにかつての実践に勇敢であり、讃仰の的であつた闘士らとの交友を、甚しく拒否する。それは全く『おびえたる』生活であり、道で逢ふさへたじゝと全くをれはたじゝと後ずさりする迄に到つてゐる男もある。あゝ彼らが第二の国民の教育者として復職しやうとする⁴³。

⁴¹ 『新教』第6巻第1号、1936年1月、61～62頁。

⁴² 同63頁。

⁴³ 同66～67頁。

このように、職も、希望も信念も失った転向者らが自己防衛のために個人主義・利己主義を合理化していく様を描いてみせ、彼等がそのまま教員として復職することを問題視する。また文部当局や民間の転向施設などによって「太鼓判」を押された転向者に対しても言及している。消極的・形式的に転向理論を学んだり、「いいかげんの日本精神なるもの」をでっち上げて転向の「太鼓判」を押されたところで、それは「魂のない仏」「根のない枝葉」であると批判している。結論的には、だからこそ「完全転向」が必要であり、牧口の書いた『赤化青年パンフ』を読んでほしいということになる。最後に、創価教育学会のメンバーである転向者4名の「僕らは『ダンス』に示された一般転向者等の諸相を完全に止揚して居る事を誇つて居り、彼等と手をたづさへる事、僕らがこゝまで歩み得た、さう導いてくれたものが何であるかの紹介を、よろこびにして居るものである。必ず彼らはその原理を識り得たならば、驚くべき転向ぶりを示し、怠け勝ちな僕らを凌駕して進み得られるであらう可能性を確信して居る。」と想定している読者（転向者）に呼びかけて本論考を結んでいる⁴⁴。

高地の「赤化教員の完全転向実証と其の論拠」（『新教』第6巻第5号、1936年5月、63～71頁）は、高地の転向および宗教遍歴が記述されている。マルクスから親鸞、親鸞から日蓮、そして日蓮正宗という遍歴が語られているが、検挙後の状況を次のように述べている。

長野県二・四事件の巨頭の一人として、北信の教労戦線に最も勇敢な戦跡を残して来た私は、其れだけ又多くの同志達を傷つかしめ、児童等を帰趨に迷はしめた。私の実践に於ける戦術上の誤謬から幾人と言ふ人が傷き倒れ、泣いた事であらうか。幾人と言ふ人が窮迫から窮迫へと落ちて行つた事であらうか。入獄以来の私は此等の同志達に対する自責の念で安き日とは無かつた。其の上病軀を押切つて毎夜神社に百度参りして居る母の念力にも動かされざるを得なかつた。そして又不自由で苦痛極まり無い獄中生活に全く倦怠して、此の苦痛を逃れたいと言ふ欲望も可也激かつた。私は其れを否定するだけの偽善者にはなり切れない。

以前からマルキシズムに対しては理論的には多くの疑問を持つて居たので、理論的にマルキシズムを克服する事はそれ程苦痛では無かつた。併し実践を通じて性格づけられた階級的良心を清算する事は余りにも苦痛であつた、斯うした気持で居る時に佐野、鍋山両氏の転向声明が発表せられたのだつた。裏切者としての佐野、鍋山氏等に対する憎悪の念に燃えながら、其れが機因となり私は次第に転向へと関心を持つ様になつて来た。

私は未だマルキスト的な性格を清算し得ずして、而も新しく歩み出して行く新なる指導理論を持たずに、唯々理論的に構成づけられたマルキシズム批判と、所謂日本精神との安価なる妥協によつて、転向声明書を発表して了つた⁴⁵。

検挙後、自責の念にかられていたこと、マルキシズムに対する疑問をもって居たこと、安易な

⁴⁴ 同 67～69 頁参照。

⁴⁵ 『新教』第6巻第5号、1936年5月、64頁。

妥協によって転向を行ったことが語られている。其の後の宗教遍歴はそこに起因するのだろう。高地は矢島と石澤の導きによって日蓮正宗の信仰に入っている。また転向者の一般的心情を次のように語る。

共産主義者は転向したとしても、容易に其の底流をなして居るマルキシズムを清算し得るもので無い、だから現在政府が巨額の金を用ひて転向者の転向完成の為に努力しつゝ、結局社会制裁の盲目的服従によつて就職をなして、変毒為業して国家将来の為に勇敢な実践に身を捧げんとする革新の意力を持つた転向者が少い。多くは、暫く諦めて社会の動くのを待つてゐる。そしてそれ迄は国家がどうなろうと相関せず利己主義個人主義の態度を持つて行かうとするのである。否それより唯専らに自己の就職にのみこびりついて、極度の個人主義利己主義となり、嘗ての共産主義としての面目如何と思れる態度に墮落して居る者が多い今日、創価教育学会に入つて、日蓮正宗へと宗教革命を断行した赤化青年が、信念に燃えて明朗に、国家の為に、社会の為に、宗教革命と教育革命に向つて勇猛に精進して居る様は、警視庁特高課は勿論の事、内務省、警保局、軍部、検事局其の他国家百年の計を達観して居る名士達の驚異的となつてゐる⁴⁶。

ここまで、渋谷と高地の論考を見てきたが、転向者の傾向として個人主義・利己主義があることをいずれも指摘しており、牧口の提唱する「宗教革命」による「完全転向」は、その利己主義的性質を社会化し信念をもって積極的に行動に向かわしめることに成功していると考えていることが分かる。そこを治安当局は評価し驚歎していると述べている。治安当局者がどのような見解を持っていたのか窺える資料が高地の「長野県教育者の創価教育学の欲求」（『新教』第6巻第6号、1936年6月、51～55頁）である。1936年5月の高地の長野行において、長野市を訪れた際、長野県検事局思想検事・黒川、長野県地方裁判所部長・石田、特高課長・畠村、県視学・小林、夏目の両氏、弁護士・船坂等を訪問し、宗教問題、教育問題、思想問題等の意見を交換しているが、これら諸氏の意見を取り上げ高地は寄稿している。

彼等のうちの一人は、創価教育学会および「完全転向者」に対して「君達の様に一度左翼の洗礼を受けた者で、真に転向を完成して新しい信念を得た人達に外部から積極的に動きかけてもらはぬと駄目だ。古い校長連にいくら話した所で己を空しうして聞いてくれる人が無い、古い校長連が淘汰されて、有為なる青年教育者によつて信州教育会は全く根本から改革されねばならぬと極論して居つた」⁴⁷り、また「赤化教員に対する諸氏の態度は、起訴留保程度で意識水準の低かつた転向者は、日本文化協会なり国民精神研究所なりに入れて太鼓判を押して早く復職させる。受刑者なり執行猶予者なりの程度の者で、はつきり転向して居ない者は君達の手で折伏して真に

⁴⁶ 同71頁。

⁴⁷ 『新教』第6巻第6号、1936年6月、52頁。

転向を完成させてくれる様にとの希望であつた。」⁴⁸といった期待をもっている者もいた。もちろん、これは彼等の意見であつて、創価教育学会に所属する転向者らがどうするかは別の話であろう。そしてこれは牧口と転向者との関係においても言えることである。牧口は赤化青年に対して「宗教革命」に基づく「完全転向」によって救済しようとしたが、転向者らがそれをどのように受容・活用・利用していたかは実際のところ定かではない。『教育改造』第6巻第7号の質問欄に直截的な質問が寄せられており、編集部は一応の解答を載せているが、むしろこの質問自体が興味深いのでここで引用しておく。

質問要旨 入信した者に特に本〔長野〕県の者に於いてはかつて赤化したもの、多いのは何故か。社会革命といふ日蓮の積極主義に嘗ての運動の感激が満されるのでないか。われ、はかつて赤化した者が熱情に駆られ走つた事を考へ合はせ、その真意がのみ込めない限り、さういふ者を通じて、又連中が熱情的に燃えだしたなと思ふ。

一頃とちがいさう単純に行けないのが、現代社会の種々嵐のあとを受けた一般人の通性が消極的となりつゝある時に、極めて純粹に、赤化に走つた者が、又純粹に情熱的に走つて行くと思へ易い。

だから平凡な考察から行くと赤化した者達が、種々経済的精神的に行きづまつて、もがいてゐた時に、たしかに過去のマルキシズム的残滓からは、他宗には入り得ないが堂々国家改造を目的に進む日蓮宗には確に共鳴するであらうといふ予想を感知し得る然して経済的にも、たしかに何とか食ふには困らぬし、教員あぶれのインテリの仕事として雑誌発行なんて事は唯一無二の仕事でもある⁴⁹。

この質問が的確かどうかはさておき、長野県赤化教員事件の当事者等の周辺はこのような穿った見方が多かったのかもしれない。また、窮状にある起訴猶予・執行猶予・仮釈放の転向者らにとっては、創価教育学会の環境と「教育革命」「宗教革命」「完全転向」という概念は望ましいものとして映っていたのかもしれない。

第4節 創価教育学体系における「悪人救済」と宗教の必然性

本節では、牧口がなぜ思想犯の転向輔導に関わるようになったのかを考察しておきたい。きっかけ自体（渋谷の上京）は偶然に属するものと考えられるが、『体系』およびその他の論著を丹念に辿っていくと必然性を帯びた一筋の理路が確認できる。それが「悪人救済」である。

本稿筆者は、拙稿「創価教育学体系の教育学的論理からみた宗教の必要性」（『創価教育』第13号、創価教育研究所、2020年3月）において、創価教育学体系の教育学的要請として宗教が求められていたことを指摘している。その宗教を求める理由の一つが「悪人救済」である。

⁴⁸ 同52～53頁。

⁴⁹ 『教育改造』第6巻第7号、1936年7月、137～138頁。

牧口は『体系』第4巻（1934年6月刊）の最終場面において、「以上は進んで教導を受けんとする正常なる被教育者を目的としての指導法であるが、他方に普通の学校に於ては退学処分を以て解決と見做して放棄されて居て害毒を流して社会を脅威しつゝある不良性、即ち悪人を如何にすべきかの一大問題があり、宗教教育の問題にまで接触せざるを得ないであらう。」⁵⁰と述べ、『体系』第5巻の刊行を予告する。牧口の言う「悪人」は学校から放擲された者・教育可能の圏外にある者を指している。

この第5巻の目次を見ると「第六章 不良性の善導法／第七章 宗教教育問題」⁵¹「不良性善導論／宗教教育論」⁵²とその内容が予定されていたことが分かる。ここでの対象は被教育者のみの様に見えるが、牧口の考える教育学においては「教師が自己の職業を指導する法則が、直ちに子弟の学習指導の原則となることを思ふてなすべきである。」⁵³と考えられているため、子どもの学習指導をすべき原理原則は、当然ながら教師にも向かう。1934年までに共産主義運動に関わり学校を追放された教育者・被教育者はすでに数多く出ており「悪人」「不良性」の範疇に当てはまるこれらの人びとをどうするかということは、牧口にとって大きな課題となっていたと考えられる。

1935年春頃の『創価教育学体系梗概』では、「然れども未だ人類の最も苦悩で、その実最大多数を占める所の不良性の善導を、従来の教育制度は治外の度し難き人間として退学処分によつて葬り去つてゐるのを慨し、之が救済法に転じ遂に宗教教育問題にまで接触し、法華経を原則とする合理的方法を見出して千古の謎を解決し、どこまでも教育法の完成に至らざれば止まざるの概がある。」⁵⁴と、悪人の救済法として法華経を原則とする合理的方法を見出そうとしていることが窺える。ただし、この箇所は牧口本人というよりは創価教育学会編集部による文章であることに注意されたい。

1937年9月刊の『実験証明』では、

従来の世界の教育制度は、教訓を主とするが故に、教へるに足る所の通常人格を相手となし、教への必要を感ずるほどの自覚がなく、従つて教へを受けんとはせぬ異常人格は、手の着けられぬしろ者として教育の圏外に放任し、刑罰等の威力によつて、辛うじて罪惡を防禦するのみである。之に対して既成の宗教に於ては、現世の小利益を以て愚民を惑はす淫祀邪教はともかく、概ね觀念論的未来觀に偏するが故に、本人の自覺に訴へるより外に途なく、従つて哲学、科学の真理觀と殆ど選ぶ所なく、価値の意識を欠くが故に現世の救済には何の役にも立たないのである。

（中略）

⁵⁰ 『牧口全集』第6巻、第三文明社、1983年、470頁。

⁵¹ 『体系』第4巻巻末の広告。『体系』第4巻、復刻版、第三文明社、1979年、巻末頁参照。

⁵² 『実験証明』に収録の目次。『牧口全集』第8巻、第三文明社、1984年、57頁。

⁵³ 前掲『牧口全集』第6巻、471頁。

⁵⁴ 前掲『牧口全集』第8巻、397～398頁。

是に於てか、教育は何を以て教への根拠となし、本来の使命を果すべきかを再検討しなければならぬ時機に到達した。之が宗教の復活の要求が各国共に起つて来た所以である。

(中略) それが為には科学的検討に堪へるものにして、しかも現在未来の二世に亘つて、安全生活を保証する力を有するものでなければならぬ。即ち既成宗教の基礎的概念では、到底理解の出来ない仏教の極意が、従来のものすべてを包含して、しかもそれ以上に亘る超宗教として、提出されなければならぬ所以である。

斯の如くして新に登場した超宗教は、何よりも先づ制裁的威力を問題としなければなるまい。刑罰の力のない法規が如何に綿密であつても、名ばかりにして実のない如く、悪人を罰する位の力も持たぬ神様が、善を保護する力を持つてゐるわけがない。人間の信頼をなすに足らぬ存在である。是に於てか宗教の価値の有無、多少の判定には、先づ以て罰するだけの力があるか否かを、ためして以て、取捨去就を決するの標準とすることを要する。

(中略)

教へるに足るだけの通常者を相手とする従来の教育が、決局に於て非常に極限せられた範囲内にしか、役立たぬことになるのに引換へ、法罰によつて目を醒させ、強い刺戟によつて反省させることが出来るならば、こゝに初めて真の教育が普ねく出来るわけであらう⁵⁵。

と述べており、1937年9月時点では牧口の中で「悪人救済」の方法論にはっきりとした結論が出ていることが分かる。

つまり、牧口は1934年6月時点で自らの教育学体系において「悪人救済」の方法論を宗教に見出すことを検討しており、1935年11月に「宗教革命」を提起し、同月長野で「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」の講演を行っている。思想犯の転向輔導に関わり、1937年9月には「悪人救済」についての方法論をはっきりと提示して見せた。牧口は『実験証明』の中で、長野県教員赤化事件の転向者に対する「完全転向」を、教師以外の生活法革新の証明および実績として次のように提示している。

第五 教師以外の生活法革新の証明

是等の優良教師を指導する方法の価値を証明する補助として、次の三件を記するも無益でないと思ふ。(中略) 二はマルクス主義の社会革命者として五年前検挙された長野県の青年教師百余名中の拾余名の完全なる転向生活の証明である。右と類似の因縁より創価教育の根拠たる法華經の信仰に入り、真実の全体観に達した結果、マルキシズムの部分的階級対立観、観念論的の非現実的な全体観の理想は、実際社会に実現すべからざることが明かになると共に、之れに代はる最大の全体観に基づく円満無障害の生活に入る事を得たにより、完全なる転向をなし、以前にもまさる着実、勇健なる生活に入る事を得たので、警視庁及び内務省警

⁵⁵ 同79～85頁、傍線引用者。牧口による「法罰」の考え方は、宗教上の原理原則が信仰者に対して罰するだけの力があるか試してみることで宗教の価値の有無を判断していくというもの。

保局等の諒解及び紹介によつて、同県の教育家並びに旧友に呼びかけ「毒を変じて薬となす」と云ふ教義の価値を実証しつゝあるのである。弾圧迫害によつての「泣き寝入り」以上に、明朗勇敢なる生活にまで導く、この種の転向は、現在のいかなる宗教でも哲学でも、殆ど不可能とされてゐる中に於て、大いに研究の価値があらう⁵⁶。

以上のことから、牧口にとって長野県赤化教員事件の転向者との関わりは、単なる教線拡大や会員増加以上の意味合いをもっていたことが推察できる。

第5節 治安維持法下における思想犯の処遇

治安維持法は1925年に制定され⁵⁷、1928年には緊急勅令により大きく改正されている。「国体」変革を目的とする行為に限って、死刑と無期自由刑とするなどの改正が加えられた⁵⁸。1928年3月15日の共産党関係者等の大量検挙事件をきっかけとして、日本共産党に關係する諸組織の撲滅に標的をあわせた治安維持法体制が確立することになる⁵⁹。

治安維持法違反容疑で検挙された思想犯は「転向」によって、起訴猶予・執行猶予・仮釈放などの恩典を受けたようである。ただし「転向」とはいつても、ある程度段階があることが佐野・鍋山の転向宣言以降、検討されるようになっていった⁶⁰。

司法省行刑局は、1933年12月行甲第1731号行刑局長通牒において「転向」の基準を明文化している。その部分を分かりやすくまとめると、以下の様になる。「行動」ではなく革命「思想」の放棄が「転向」の基準となっていることがうかがえる。

- ①転向者（転向者とは国体変革は素より現存社会制度を非合法手段を以て変革せんとする革命思想を放棄したる者）
- (1)革命思想を放棄し一切の社会運動より離脱せんことを誓いたる者
 - (2)革命思想を放棄し将来合法的社会運動に進出せんとする者
 - (3)革命思想を放棄したるも合法的社会運動に対する態度未決定の者

⁵⁶ 同27～28頁。

⁵⁷ 1925年4月22日公布の治安維持法の第1条は「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処スノ前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」（『官報』第3797号、1925年4月22日付、557頁、改行位置を「/」で示した）である。

⁵⁸ 1928年6月29日の治安維持法改正によって第1条は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処スノ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処スノ前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」（『官報』第471号号外、1928年6月29日付、改行位置を「/」で示した）に修正された。

⁵⁹ 前掲『治安維持法小史』10～16頁参照。

⁶⁰ 同170～178頁参照。

②準転向者

- (1) 懐抱する革命思想に動揺を來たし将来これを放棄する見込ある者
- (2) 革命思想は放棄せざるも将来一切の社会運動より離脱せんことを誓いたる者

③非転向者⁶¹

また、森山武市郎の『思想犯保護観察法解説』（松華堂書店、1937年）では、転向を5段階で説明している。1段階は「マルクス主義の正当性を主張し又は是認する者」、2段階は「マルクス主義に対しては全く又は一応無批判的にして今尚自由主義、個人主義的態度を否定し得ざる者」、3段階は「マルクス主義を批判する程度に至りたる者」、4段階は「完全に日本精神を理解せりと認めらるるに至りたる者」、5段階は「日本精神を体得して実践躬行の域に到達せる者」。森山によれば、この5段階目が思想転向の完成となる⁶²。

以上の転向の段階を見るに、牧口が赤化青年の転向輔導に関わる1935年頃には「転向」は革命思想の放棄を基準として段階的に把握されており、放棄した後が問題となっていることが分かる。だからこそ牧口は「転向」ではなく「完全転向」という呼称を採用していると考えられる。

治安維持法のもとで執行猶予判決を受けたものの多くは、特別要視察人名簿に編入され、特高警察の監視体制のもとにおかれたようである。特高警察は要視察人を直接に視察する義務がある⁶³。『新教』第6巻第4号には大崎警察署特高係の齋藤氏の証言として「吾々が監視の下にあるこの大崎署の管内にある思想犯に関係した要注意人物が六十余名ある。これ等は上官からの命令がなくとも常に注意を怠つては居ないのであるが、その中で君等の仲間になつてゐる五名の諸君に対してだけは最早安心して臨検などは遠慮して致さぬ。之は一昨年来かけのぞきしないので、知つて居るであらう。折角完全転向をして更生されつゝあるものに、又も陰鬱なりし過去の感傷を新たにさせるに忍びないからである。」⁶⁴が掲載されている。この5名とは高地⁶⁵を除いた渋谷、矢島、土岐、小林、石澤のことと考えられる。臨検しないとは、監視をしないということではない。直接的な取り調べや立ち入り検査をしないということである。このことは後述の思想犯保護の重要なポイントとなっている。

思想犯として特高の監視下にある転向者は、どのような状況におかれていたのか。まずは一般の執行猶予者について見ておこう。1905年4月4日第274号内務大臣訓令によれば、

⁶¹ 『思想事務ニ関スル訓令通牒集—及び追録—・思想事務ニ関スル訓令通牒集（増訂改版） 社会問題資料叢書第一輯』、東洋文化社、1976年、178～179頁参照。原文をもとに本稿筆者が整理した。傍線引用者。

⁶² 前掲『思想犯保護観察法解説』62～65頁参照。

⁶³ 前掲『治安維持法小史』168～169頁参照。

⁶⁴ 同号、73頁。傍線引用者。

⁶⁵ 高地虎雄「赤化教員の完全転向実証と其の論拠」（『新教』第6巻第5号、1936年5月）によれば「創価教育学会の矢嶋、石澤両兄により日蓮正宗の燈を伝えられたのだつた。」（66頁）なので、6名の内では高地は最後となる。

今般法律第七十号ヲ以テ刑ノ執行猶予ニ関スル件公布セラレタルヲ以テ右ニ依リ刑ノ執行ヲ猶予セラレタル犯人ニ関シ所轄警察署ヲシテ左ノ通取扱ハシメラルヘシ

一警察官署ハ刑ノ執行猶予人名簿ヲ備ヘ置キ裁判所検事局ヨリ刑ノ執行ヲ猶予セラレタル犯人ニ関シ通知ヲ受ケタルトキハ通知ノ年月日、氏名、年齢、住所、罪名、刑期、猶予期間、死亡、猶予ノ取消、執行免除、其ノ他必要ナル事項ノ記入ヲ為スヘシ

刑ノ執行猶予人名簿ハ索引ヲ附スヘシ

一警察官署ハ刑ノ執行ヲ猶予セラレタル犯人ニ対シ平素視察ヲ加ヘ又犯人猶予期間内ニ住所ヲ転シタルトキハ其ノ旨即時所轄検事局ニ通知シ且名簿写ヲ転住地ノ警察官署ニ送附スヘシ

右訓令ス⁶⁶

と、執行猶予者は、所轄警察署で視察することが定められている。また実際の取扱例を全国裁判所・検事局の回答をもとにまとめた岡本吾市「起訴猶予処分、留保処分、刑の執行猶予の教育学的考察」（『司法研究報告書集』第19輯12、司法省調査課、1935年3月）によれば、執行猶予者の実際の取扱は「然して此の告知を為すに当り思想犯人と普通犯人とにつきその取扱は何づれも多少の差別あり即ち思想犯人に対しては必ず右の告知書を検事自ら交付し其際充分の訓戒を与ふると共に適当なる保護者を選定して此にその保護監督を為さしめ、若し住所にして一定せざる者の如きは直に住所を定めしめ所轄警察署に対しては直に此の旨の通知を發する。その外各地の取扱振りは前掲思想犯人の起訴猶予者又は留保処分者の取扱と大体一致している。」⁶⁷と思想犯かどうかで多少の違いがあると言及している。また思想犯の各地の取扱は執行猶予者、起訴猶予者とも大体一致しているとの事なので、そちらも見ておきたい。

東京控訴院管内

(中略)

(九) 長野

(イ) 思想犯人に対しては本人及実際の保護監督の任に当り得べき父兄を招致して共に訓戒警告し被疑者竝保護監督者より夫々誓約書を徴す。

同一日に数人に対して訓戒警告する場合には方面を変へ且相当時間を隔てて招致し旧同志の面談又は集合の機会なからしめる事に努む。

保護監督者の選定に付ては特に意を用る常に実力実権ある者を厳選し仮令父兄と雖も不適当と認むるとき例へば其の地に在住せざりし際の如きは村長、学校職員に之を託す。起訴猶予の訓戒警告は常に検事直接之を為し司法警察官に命じ又は委嘱すること

⁶⁶ 司法大臣官房文書課編『司法例規 続編 明治三十八年四月十五日現行』自治館、1905年、149頁。傍線引用者。

⁶⁷ 前掲「起訴猶予処分、留保処分、形の執行猶予の教育学的考察」120頁、傍線引用者。

はせぬ。

起訴猶予処分に附したる際は直に県特高課に通報し将来の視察に遺憾なからしめ、所轄警察署をして常に其の視察をなして特高課に報告せしめ、特高課は之を取纏めて時々検事局に報告する。

(中略)

以上の思想犯人及普通犯人に対し起訴猶予の手續ありたる際検事より通知を受けたる司法警察官は随時其行動を視察して左記の事項を生じたる時は速かに検事に報告する。

- (一) 行状不良にして改悛の見込なく処罰の必要ありと認めたるとき。
- (二) 再び罪を犯し又は処分前に犯したる他の罪のあることを発見したるとき。
- (三) 死亡、転居、行方不明又は氏名を変更したるとき。
- (四) 軍人又は軍属となりたるとき。

(中略)

即ち以上列記した諸事実に徴し起訴猶予処分の取扱ひは殆ど各検事局一致して居り思想犯人に対しては特に其取扱ひは丁重で検事直接訓戒を為し身元引受人も保護団体等には之を定めないのが特徴であり普通犯人の方は此等の点が幾分緩和されて居る。此等の取扱振りの是非については何づれ後章で詳論することにし、唯本節にてはその事実の記述に止めて置く⁶⁸。

起訴猶予者・執行猶予者は、保護監督者（身元引受人）と共に検事と面談等しなければならず、所轄警察署視察の下、随時、起訴猶予者・執行猶予者に関する報告が特高また検事へ共有されていた。仮釈放者についても、見ておきたい。1908年9月10日に制定された「仮出獄取締細則」(司法省令第25号)によれば、

第一条 仮出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ノ監督ヲ受ク

第二条 仮出獄ヲ許サレタル者ヲ釈放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到着スヘキ日ヲ定メ之ヲ証票ニ記載ス可シ

仮出獄ヲ許サレタル者ハ前項ニ依リ証票ニ記載セラレタル日ニ監督警察官署ニ出頭シ証票ニ認印ヲ受ク可シ若シ旅行日数ニ涉ルトキハ警察官署所在ノ地ニ宿泊シ其警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ク可シ

(中略)

第五条 仮出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未満ノ旅行ヲ為サントスルトキハ監督警察官署ニ其事由、行先地及ヒ旅行日数ヲ届出ツ可シ

第六条 仮出獄ヲ許サレタル者住居ヲ転移シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ為サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日数ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請フ可シ

⁶⁸ 前掲「起訴猶予処分、留保処分、刑の執行猶予の教育学的考察」51～67頁。傍線引用者。

(中略)

第十一条 仮出獄ヲ許サレタル者ハ遅滞ナク監督警察官署ニ職業其他生計ニ関スル見込ヲ立テ之ヲ届出ツ可シ

仮出獄ヲ許サレタル者ノ保護ヲ引受タル者アルトキハ前項ノ届出ニハ連署ヲ要ス

第十二条 仮出獄ヲ許サレタル者ハ毎月一回監督警察官署ニ出頭シテ前条ノ事項ニ付其結果ヲ申述ス可シ

(中略)

第十三条 監督警察官署ハ仮出獄ヲ許サレタル者ヲシテ正業ニ就キ善行ヲ保タシムル為メ必要ナル訓示ヲ為シ又ハ之カ為メ必要ナル行為ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ発シタルトキハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事及ヒ証票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ

第十四条 監督警察官署ハ六月毎ニ仮出獄ヲ許サレタル者ノ行状ノ良否、職業ノ種別及ヒ勉否、生活ノ状況、親族トノ関係其他ノ事項ニ付調査書ヲ作り之ヲ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事及ヒ証票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ

第十五条 仮出獄ヲ許サレタル者ノ監督ハ証票ヲ交付シタル監獄ノ長ノ意見ヲ聴キ之ヲ託スルニ適当ナル親族、故旧、出獄人保護事業ニ従事スル者、神官、僧侶、教師又ハ徳望アル者ニ委任スルコトヲ得

前項ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ毎月末日第十四条ニ掲ケタル事項ヲ監督警察官署ニ通報ス可シ

(以下略)⁶⁹

仮釈放者は、管轄の警察官署の監督を受け、旅行する場合は監督警察官署に届出を提出し、毎月一回監督警察官署に出頭し職業生計に関する見込み・結果などを報告しなければならないことが規則として定められている。また保護監督者は、毎月、仮釈放者の行状等を監督警察官署に報告しなければならなかった。

当時、特に転向政策について力を入れていた思想係検事の側からも、1931年7月には「思想犯罪ノ予防並思想犯人ノ改善方法ノ件」として、以下の事が協議されている。

(一) 思想犯罪ノ予防ニ付テハ思想係検事ハ其ノ職務ノ性質上進テ広汎ナル活動ヲ為スコトヲ得ザルモ学校其ノ他教育ニ関スル諸団体ノ職員等社会上指導者ノ地位ニアル者ニ対シ其ノ求メニ応ジテ適当ナル思想問題ニ関スル講演、講習ヲ為シ或ハ学校理事者等ト情報ノ交換ヲ為スハ時宜ニ適シタル方法ナリト思料ス

(二) 思想犯人ノ改善方法トシテ

⁶⁹ 『官報』第7564号、1908年9月10日付、181～182頁。傍線引用者。

- (イ) 起訴猶予者(改悛の有無ヲ視察スル為一定期間起訴不起訴ノ決定ヲ留保シタル者ヲ含ム)ニ対シテハ嚴重訓諭ノ上誓約書ヲ徴シ相当ノ視察期間ヲ定メテ父兄親族教師其ノ他ノ保護者ニ身柄ヲ委託シテ觀察セシメ其ノ間毎月思想、行動、交友、通信、家庭生活ノ狀況其ノ他参考トナル可キ事項ヲ保護者ヨリ報告セシメ又隨時主任検事自ラ本人ト面接シテ親シク其ノ觀察善導ニ努ム可キモノトス但シ事情ニ依リ司法警察官ヲシテ之ヲ代行セシムルヲ適當ナリト思料スルトキハ之ニ委任シテ単ニ其ノ結果ヲ報告セシムルモ可ナリ而シテ右起訴猶予ノ成績ハ将来ニ於テ同種事件ノ起訴不起訴ノ裁決ニ重要ナル参考資料トナル可キヲ以テ少クトモ六ヶ月毎ニ一回取纏メ上司ニ之ヲ報告スルヲ要ス
- (ロ) 被告人ハ裁判所ニ於テ審理中ノ者ナルヲ以テ検事单独ニ被告人ニ面接シ其ノ教化ヲ為スガ如キハ特種ノ場合ノ外可成之ヲ避クルヲ可トス
- (ハ) 受刑者ニ対シテハ昭和六年五月六日司法大臣訓示ニ遵ヒ刑務所職員ト協力シテ其ノ改善ノ方策ヲ講ジ検事自ラ受刑者ニ面接シテ其ノ教化ニ努ム可ク仮出獄ニ付テモ進テ意見ヲ開陳スルヲ可トス
- (ニ) 仮出獄者及満期釈放者ニ対シテモ釈放当時ノ情況ニ応ジ保護者及警察官ト連絡協調シテ其ノ視察及教化ニ努ムルヲ要ス
- (以下略)⁷⁰

以上の思想犯の処遇を示す資料から言えるのは、思想犯として嫌疑が認められた起訴猶予・執行猶予・仮釈放の転向者は、生活して行く上で直接・間接に所轄警察署・特高・検事局などといった関係当局と連携を取ることが必要であり、且つ彼等の「完全転向」を指導する牧口常三郎も当然関係当局と関わるのが求められていたということである。

第6節 思想犯の保護という観点

転向者の「完全転向」を、思想犯の保護という観点から見ていきたい⁷¹。石澤もその座談会に参加し、小林済もその保護委員となっていた帝国更新会では転向者の小林杜人が精力的に思想犯の保護を訴えている。小林杜人は、1928年3月15日に検挙され、同年12月に懲役3年6ヶ月の判決。1931年12月25日に仮釈放され、その後、帝国更新会に所属している⁷²。

帝国更新会とは、1926年に創立された起訴猶予者・執行猶予者の更生保護団体であり、1931年12月から思想犯転向者の保護事業を開始。思想犯転向者の場合は、起訴猶予、執行猶予者、

⁷⁰ 前掲『思想事務ニ関スル訓令通牒集一及び追録一・思想事務ニ関スル訓令通牒集(増訂下改版)』164～165頁。傍線引用者。

⁷¹ 思想犯の保護を考える上で、福家崇洋「『非国民』の憂鬱—思想犯保護問題と転向者の行方」(『文明構造論: 京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明構造論分野論集』10号、京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明講座論分野『文明構造論』刊行会、2014年、1～41頁)が参考になった。

⁷² 小林杜人『転向期』のひとびと—治安維持法下の活動家群像—新時代社、1987年、20～26頁参照。

刑を受けた人びとの保護も行った⁷³。

この帝国更新会で多くの転向者を社会復帰に導いたのが小林杜人である。『保護時報』(輔成会)に掲載された彼の論説を中心に思想犯保護の重点を見ていきたい。まずは「思想犯の保護を如何にすべきや—帝国更新会に於ける実験に基きて—」(『保護時報』第17巻第6号、輔成会、1933年6月)である。

小林杜人は「先づ転向者は、従来の内部の陣営より裏切者としての憎しみを受け、実社会に於ては彼等に対する世人の恐怖——それは単なる精神的のもののみでなしに、業上の問題に影響する所亦大きなものがある。且又仮釈放並執行猶予のものは、所轄警察署保安課の監視監督を受けねばならない。然してそれは単に規律的な保安処分を受けるのみならず、全般的に特別高等課に依り、要視察人として取扱はるゝのである。夫れだけ其の一人一人に対する保護の全きを期せねば、行刑も其の終りを全うすること能はず、又折角の猶予処分も無意義に終るのである。」(17頁)と、転向者の置かれて居る状況を述べている。そして、思想犯を治安維持法違反によって検挙された人々であると定義して、思想犯保護の重点を次のように述べている。少し長いが本稿にとって重要な論点を含んでいるため引用したい。

四、思想犯保護の重点

私は愈々本論に進まねばならない。其について思想犯保護の重点を何処に置くべきか、夫れこそ保護の要諦であらねばならぬ。

一、保護の重点は、人と人との結びつきであらねばならぬ。特に思想犯者の保護には、精神的なつながりが最も必要である。保護会に於ては物的施設も重要であるが、先づ保護の中心人物を必要とするのである。被保護人が何人でも自分の心を打明けるべき人、又特に思想的に、社会的に、指導し得る人を要するのである。

二、思想犯を保護するには、其の正義心を奪つてはいけぬ。従来の資本主義社会にありては、個人の成功立身が中心であつた。然るに此等の個人主義的思想に対しマルキストは、「個人の成功」より「社会全体の幸福」を中心とした思想を有してゐる。吾々が転向者を取扱ふ点に於て、思想犯者を、社会的関心より引離すことは不可能である。

故に思想犯の従来有せし社会的正義心を満足せしめて、彼等に社会的に、大衆的に意義ある運動を与へ指導統率して行かねばならない。かゝる運動は、其が宗教的であると、社会事業的であるとを問はず、全体的には、其の生活と結びつたものでなければならぬ。

三、被保護者に明確な転向精神を把握せしむること。保護は教化であることは、云ふ迄もない。思想犯の中には、ハッキリと転向の意識をつかみ得ずして、単に転向の門辺に立つて居るものが多数ある。之に対して明確に指導精神を与えることは、最も重要点である。

⁷³ 同 28～30頁参照。1934年12月には思想部を特設。その頃の理事が平田勲。

五、保護の方法に対する考察

此等の方針に則り、吾々は保護の完成を期しなければならぬ。夫れについての保護方法の重点は左の通りでなければならぬ。

思想犯人はかつて政治運動をした人である、けれども前節に記した様に、直接保護者には政治運動を排せねばならぬ。又獄中宗教的信念を獲得したものに対しても、職業的な、所謂伝道者の如き環境の許にあらしめてはいけぬ。夫れは其の宗教が、生活と一致したものに於て初めて意義があるのである。

従つて思想犯の保護は、被保護人を完全なる社会生活を為さしむることを原則としなければならぬ。其の方法は夫れ、堅実なる実業につかしまることである。けれども其れは単に物質的な——即ち有産者意識からのものでなしに、其が全人的なもので、社会的意義を持つ見地からでなければならぬ。

これについて其の職業は、転向者の経歴に依つて異なるが、夫れを大別すれば、インテリ階級と、労働者階級及中間階級の三つに区別することが出来る。其の何れも出獄当時は、長い獄内生活をした後とて、直ちに職業に就かしむることは不可能である故、一二ヶ月は静養を要するものと見なければならぬ。其の静養中は、保護会に於ける農園等に於て、自然と接せしめ、軽き作業につかしましめ、獄内に於ける非衛生的生活に依る不健康を回復せしめると同時に、静かに将来の方針を決定させねばならぬ。

其に依つて其の保護方法を区別すれば、

(中略)

四、更に思想犯の就職について、普遍的に注意すべきは、対警察の問題である。其の保釈並執行猶予及仮釈放の場合には、保安課の取締を受くるのであるが、其の上に特高課の要視察人としての取扱を受けねばならぬ。其に対しては保護会が責任を持ち、其の間の諒解をとり、先方に代りて本人の起居についての責任を負ひ、本人の生活上に監視さるゝことのなきやうにし、殊に職業上其のために、就職先を誤解さるゝが如きことは勿論、独立の營業を為す場合に支障を生ずるが如きことを、絶対に避けねばならぬのである⁷⁴。

以上が、小林杜人が帝国更新会の経験を基に、思想犯の保護の重点をまとめた論説になる。創価教育学会は思想犯の更生保護団体ではないが、創価教育学会で複数の転向者を受け容れたことは、因らざるも小林杜人が挙げたような思想犯保護の重点を意識することになったのでは無いかと考える。また、特に会の中心者である戸田城外と牧口常三郎が関係当局と転向者の間を取り持ったことは想定できるし、実際そのような記述が散見される⁷⁵。1936年5月に思想犯保護観察法⁷⁶が

⁷⁴ 同号、20～22頁、傍線引用者。

⁷⁵ 注20の矢島の証言および『新教』『教育改造』では、本稿第1章第2節で紹介したように「創価教育学会の消息」欄において度々関係当局を訪れた事蹟が記録されている。

⁷⁶ 同法は1936年5月29日公布、同年11月20日に施行。同法の「保護観察」の対象者は起訴猶予者・執行猶予者・仮釈放者・満期釈放者である。

公布されるが、その「保護観察」推進の中心となった森山武市郎は「保護者とは広い意義を有するものでありまして、事実上・法律上本人の保護を為し得る地位にある者を汎称するのであります。従つて、本人の父母・後見人・傭主その他現実に本人を保護指導し得る適任者でさへあれば、本人の親族たると他人たるとを問はず、ここに謂ゆる保護者に該当するのであります」⁷⁷と述べている。牧口は、思想犯として検挙され起訴猶予・執行猶予・仮釈放処分を受けた彼等の上京後の保護者として関係当局と連携を取り指導に当たったことが推察される。

『保護時報』では、転向者の就職および生活の立て直しが困難であることが度々言及されている。近藤亮雅は「時論 転向者の就職問題」（『保護時報』第18巻第3号、1934年3月）において、「転向者の殆どすべては、何うして食つてゆくかと云ふ實際問題がすぐ切実になつて来る。（中略）ところがこの場合世間は『赤』の前生活を恐れて、工場主にしても、会社の人事係にしても採用を容易に肯んじない。（中略）よつて転向者の就職問題については警察、検事局、刑務局の当局が、個人の名に於て人物及思想を証明する、或は、保護委員とか保護主任とかと同じ役目をすることが目的を達する上に案外利目があるやうに思はれるが、これは一寸一般刑余者の場合と趣を異にしている。」（10～12頁）と述べている。

また小林杜人は「転向後の輔導援護に就て—転向者は何処へ行く（三）—」（『保護時報』第18巻第4号、1934年4月）において、「しからば即ち、其の当面の生活職業を如何にして確立すべきかと云ふことが重大なことだ。所が其の職業の確立については、一般の問題とは特殊的意義を持つのである。一般並に真正面から就職等のことを切開いて行くことは出来ぬ。たとへば普通の職業戦線に於ける就職方法としての紹介所の利用とか、或は会社工場等に就業についての所謂一般的方法とかは利用出来ない。其処に転向者所謂思想犯連座者として持つ大きなハンディキャプがある。其処に特殊的な就業方法を採らねばならぬ必要に迫られてゐる。（中略）転向者にとりての一番重要な問題は、警察官署、親戚近隣との融和である。其について保護会は転向者の盾となり得るものでなければならぬ。」（35～36頁）と言及している。これらの論説から、転向者の生活の立て直しが如何に困難であり、そのためには関係当局が転向者に対して人物・思想の保証をすることに効果があると考えられていること、また関係当局と打ち解けた関係を構築することが望ましいと考えられていることが窺える。

第7節 1935年頃の特高警察の方針

特高警察は特別高等警察の略称で、1911年に警視庁の高等課から、特別高等課が分離したことによって誕生した。主に治安維持・社会秩序維持の機能を担っている。城南隠士編『特高教科書』（松華堂書店、1932年）では「反国家運動即ち国家の政治的法的存在を危くせんとする運動の取締を任務としてゐる」（1頁）と定義されている。

昭和10年代の特高警察の方針を検討する上で、注目すべき研究が近年発表された。小島伸之「昭

⁷⁷ 前掲『思想犯保護観察法解説』松華堂書店、1937年、71頁。

和戦前期日本の「宗教弾圧」再考——特別高等警察の目的と論理——」（『近現代日本の宗教変動——実証的宗教社会学の視座から』、ハーベスト社、2016年に収録）がそれである。同論文は特高警察の取締の内在論理の変化を『特高教本』を資料として検証した研究であり、特高警察が時の政府・政権を守ることを目的としておらず、社会運動のすべてを取り締まりの対象としていないことに言及している⁷⁸。特高は、1935年前後までは個人主義、自由主義を理念とし、それを制度的に担保する議会制と私有財産制を基礎とする近代主義的な体制、国家を守ることを目的としていた⁷⁹。それを否定する共産主義やファシズムに代表されるような社会運動の取締活動を行っている。しかし、昭和10年代に入って個人主義・自由主義が少なからぬ弊害を生み出したという認識が戦時下という時局と結び付いて、体制・国家そのものが反資本主義・反自由主義・反民主主義的なものに転じていった。特に1938年の国家総動員法成立の前後に180度の転回をしている⁸⁰。

特高の宗教に対する取り締まりのあり方を小島は、①昭和10～11年の宗教取り締まりが開始された「試行期」、②昭和12～15年の宗教運動の本格的取り締まりが全国的に展開された「全盛期」、③昭和16～17年の改正治安維持法が施行された「転換期」、④昭和18～20年の宗教運動の取り締まりが激減していく「縮小期」、の四期に分けている⁸¹。

小島によれば、特高の宗教取り締まりの論理は、(1) 従来のものであった政治的な全体主義的社会運動に対する取り締まりを前提に、(2) 皇道大本の政治運動を契機に、政治運動を展開する宗教にその対象を拡大し、(3) 特高警察による宗教の取り締まりという契機を媒介として宗教の有する非合理性が問題の俎上に上るといふ、芋づる式な連鎖によって拡大していったようである⁸²。

小島論文の見解に従えば、牧口が赤化青年の「完全転向」指導を行った1935年頃は、特高は個人主義、自由主義を理念とし、それを制度的に担保する議会制と私有財産制を基礎とする近代主義的な体制、国家を守ることを目的としており、宗教の取り締まりについては「試行期」にあたると言える。

第2章 『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』の概要

第1節 牧口思想を理解するために

牧口常三郎の思想を理解するには、時代背景や思想的背景と共に、認識作用と評価作用の区別といった牧口独特の論理を考慮する必要がある。認識作用は知識作用と言い替えることができる。対象に注意を向けて、その性質や状態を観念として捕捉することである。評価作用とは、いわゆ

⁷⁸ 前掲『近現代日本の宗教変動——実証的宗教社会学の視座から』、ハーベスト社、2016年、354頁参照。

⁷⁹ 同359頁参照。

⁸⁰ 同366、375頁参照。

⁸¹ 同373頁参照。

⁸² 同375頁参照。

る日常的な批評や評判することと同じ意味である。この認識と評価の区別という論理は牧口の思想を一貫している論理である⁸³。『赤化青年パンフ』でも宗教革命の問題に入る際に「廻りくどくも、だめを押すのは評価と認識をも混淆せず、宗教の本質を認識した上で、公正に評価されんことを切望するからである。」⁸⁴と認識と評価の区別を念押ししている。同時代の物事に対する評価に牧口が賛同を寄せたとしても、そこには牧口の認識作用が先行してある。牧口はどのように認識したのか、その論理を追っていくことが重要となるのである。

たとえば牧口は、三育という教育概念の三分法に対して、知育・体育・徳育という三分法は不合理であり、実際は知育・体育の二育である。徳育は知育に含まれるが、知育のない徳育はあり得ないと明言した⁸⁵。この三育は現代でも根強く残っている考え方である。

また、当時教育の根本方針としてあがめられた教育勅語に対してこれを教師生徒等が荘厳に式典を挙行し奉読することで、勅語の素晴らしさが理解出来るというのはおかしい。勅語が素晴らしいかどうかは内容を理解することによって出来るものであると述べている⁸⁶。教育勅語に含まれる徳目についても、忠孝一本という政府の見解（忠に孝が含まれる）に対して、反対に孝に忠が含まれると、同じ忠孝一本だとしても異なる解釈を与えていた⁸⁷。

さらに個性尊重といういかにも教育関係者の賛同を得そうな見解に対しても、尊重するかどうかは「個性」の定義によると言い、個性尊重と言いながら自由放任しか出来なかった教育者たちに批判を浴びせている⁸⁸。三育、教育勅語、個性尊重はいずれも同時代的には教育上の公理のように扱われてきた。

以上のことから考えるに、戦後的な価値観から否定的なニュアンスで理解されている術語を牧口が使用したからといって唯批判していたのでは、牧口思想は何も理解出来ないことになる。戦後的な価値観から拒否反応をして済ますのは、牧口思想を解明する上では誤読を引き起こし、表面的な理解に留まることになるだろう。どのような意味合いで使われているかは、牧口の論理を根気強く辿っていかなければ分からない。こういった事柄は歴史上の多くの著述家にもいえることだが、牧口思想の特徴でもあるためここであえて言及しておいた。

第2節 『赤化青年パンフ』

『赤化青年パンフ』は、教育雑誌『新教』第5巻第12号（1935年12月15日発行）に元となる文章が掲載され、後に別冊のパンフレットとして配布されている。『新教』は、主に教員が授

⁸³ 詳しくは『牧口全集』第5巻、第三文明社、1982年、238～253頁などを参照。

⁸⁴ 『赤化青年パンフ』5頁、傍線引用者。資料紹介274頁参照。

⁸⁵ 前掲『牧口全集』第5巻、101頁参照。

⁸⁶ 同225頁参照。

⁸⁷ 「私は忠と孝とを二元的に考へる事は対立して両立しないと思ひます。故に我々国民は之を一元的に考へて、親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以だと思ひます」（『牧口全集』第10巻、第三文明社、1987年、203～204頁）。

⁸⁸ 前掲『牧口全集』第6巻、263～275頁参照。

業で使用する副教材となるような記事が収録され、授業案、論説などが掲載されている。他の教育雑誌と異なるのは、牧口常三郎の提唱する創価教育学に基づいた論説が中心になっており、それを普及させる役割を担っていたことであろう。現在までに発見されている資料では、『新教』の第5巻第11号（1935年11月刊）の巻頭言から「宗教革命」という文言が登場し、1936年4月頃には創価教育学会の活動方針として「教育革命」と共に「宗教革命」が定められている⁸⁹。「宗教革命」の文言が登場して以降は、宗教に関する論説も目に付くようになる。ただし、この「宗教革命」も牧口の入信のみに理由を見出すよりは、1935年頃の国体明徴問題や宗教教育協議会の答申などの時代背景があり、かつ本稿第1章第4節でも確認したように、牧口の教育学の内的必然性から導き出された活動方針であることを認識する必要がある。

『赤化青年パンフ』は、本文以外にも巻頭と奥付に文章が掲載されている。本号に掲載の「資料紹介」では『赤化青年パンフ』の全文を収録しているの、そちらも併せて参照していただきたい。その巻頭には『新教』第5巻第11号の巻頭言「教育改造と宗教革命」と同じ文章が再録されているが、表記としては「巻頭言」ではなく、「青年教育者の使命」として同文章が掲げられており、本文と関連付けられている。執筆者は牧口常三郎である。

パンフレットの奥付ページには、「主張」として上段に、「生活改造の根底なる教育・宗教の革命これが達成手段として「智識を世界に求め」「万機公論に決すべし」の御誓文に遵ひ奉る自由論壇」と記されている。下段には「政治経済等、世間的生活の改良は枝葉の剪截である。教育、宗教の改革は根茎の培養である。根茎の培養を怠つて枝養〔葉〕の剪截に没頭しては、労多くして功なく、国家の滅亡を招くのみ。門前枝葉の剪截に相当する現世の塵掃除は警官等に委して可なり。吾等青年教育者は国家将来への為に根茎の栽培に努めなければならぬ。宗教家までを覚醒せしめ督励して、吾等が教育・宗教の革命を標榜し、蹶起して社会に訴へんとする所以である」とある。こちらは執筆者不明。おそらく編集部の手によるものと考えられる。

第3節 「教育改造と宗教革命」

巻頭の「教育改造と宗教革命」では、「宗教革命」は「教育改造」の根本・中核であると捉えられており、これがなければ究極の目的が定まらなるとされている。当時教育界も同様の問題を抱えており、宗教教育のための調査機関を設けたのがその証拠であるとする。宗教革命の順序とは、①既成宗教の放棄、②条件に適合した宗教の選択、となる。②の条件とは(1)科学的文化生活に合致すること。(2)国体に契合（一致）すること、である。

この宗教革命がどうやって可能になるかと言えば、素直に真理を求め道理に従うのであれば「知ると共に信ぜざるを得ざる底の宗教が容易に求め得られるのである。而してそれが得られたならば、外のすべての分業生活に於けると等しく、初めて教育の根柢が確立される筈のものである」という⁹⁰。

⁸⁹ 『新教』第6巻第4号、1936年4月、「創価教育学会綱領」（152～153頁）を参照。

⁹⁰ 『赤化青年パンフ』1頁参照。資料紹介269頁参照。

素直に真理をもとめそこに見出された理屈に従うことができるのであれば、そこに信じざるを得ないような宗教を見つけることができる。この牧口の言及から、カントの『たんなる理性の限界内の宗教』⁹¹やデューイの『人類共通の信仰』⁹²を想起するのはそれほど不当なことではないだろう。

第4節 「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」

本文のタイトルは「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか——全国数万の赤化青年転向指導のために——」である。牧口の肩書きは「創価教育学研究所長」となっている。

冒頭にはこの本文および基になった長野県への講演旅行の意図が明確に語られている。すなわち、赤化事件に関係したことによって故郷を追われた教育者らは、悲惨な生活を送っており、たまたま在京者の4名が創価教育学会に入会し、創価教育学の科学的研究から宗教革命にまで徹底した結果、完全なる転向を行うことが出来、社会生活に復帰することになった。此の4人を同境遇の青年等の光明として、講演旅行を行う。そのためには、転向者らがこれ以上「運動がましき」ような誤解を受けないように、警保局や警視庁、特高警察などへわたりをつけた上で、教育界へも宣明したということである。ちなみにこの4名の名前は登場しないが、本稿第1章第2節で確認したように矢島周平、渋谷筍吉、土岐雅美、小林済である。赤化青年達の境遇を思えば、これ以上不憫な目に遭わないように、当然の如く彼らを監視している警保局、警視庁、特高警察とあらかじめ交渉して了解を得ておくというのは至極当然の話であろう。序説では、

- 一、完全転向を保証する原理はあるか
- 二、完全転向とは何を意味するか
- 三、その証明は何を以てするか
- 四、その基礎たる宗教とは何ぞや
- 五、宗教革命は可能なるか、その方法
- 六、国体と一致したる宗教とは如何
- 七、創価教育学との関係如何⁹³

という目次を示している。以下で本文の内容を理解するために一～七の各セクションを要約し、必要に応じて解説を入れた（セクションタイトルは太字で示した）。

一、**完全転向を保証する原理はあるか**、では、「完全転向」を保証する原理があるかないかは、

⁹¹ カントは「批判」によって宗教から不純物を取り除き、唯一の真なる宗教を際立たせようとした。北岡武司訳『カント全集 10・たんなる理性の限界内の宗教』岩波書店、2000年、解説参照。

⁹² 原著の初版は1934年。デューイは人間に内在する宗教的性質を古い宗教組織や制度から解放し発展させることによって社会をよりよく変革することができるとする新しい「信仰」を提案した。ジョン・デューイ著、栗田修訳『人類共通の信仰』晃洋書房、2011年、13頁等を参照。

⁹³ 『赤化青年パンフ』2頁。資料紹介 270頁。

4人の転向者が証拠であり、その原理を説明することに言及。また「ともかくも今回は警保局や警視庁や特高警察部等へ亘りをつけた上、教育界へ宣明したのであれば、もはや関係者には安心されて然るべしと思ふ。これ以上に運動がましきやうの意味は毫もないことだけは特に御断りしておく。」と、この長野県行の転向指導が、警察関係者に保証されていることを明言している⁹⁴。

二、完全転向とは何を意味するか、では、「完全転向」とは何を意味するのか説明している。転向にも無数の程度があるとし、たとえば消極的と積極的、利己的と社会的等の検討を必要とするが、少なくとも、完全転向の条件としては次の3つが必要であるとする。転向の段階は、本稿第1章第5節でも確認しているが、牧口も転向を段階的に捉えていることがここで分かる。

①「皇室中心の国体観念と合致し、虚妄なる観念論的日本精神でなくて充実したるそれたる事」。
 ②「あくまで合法的手段の生活をなす事」。
 ③「自己一身を衛れば足るといふ消極的の個人主義の生活を脱し、積極的に社会の指導に任ずるといふ愛国心に燃える事」。

この3つの条件を更に補説して、「かの階級闘争の手段として自国を超越して世界のプロレタリアをあてにするといふ、観念論的なマルキシズムは全く捨てると共に、日本精神も内容の空虚なる観念論に満足せず、盲目的感情論に墮せず、国体の根柢にまで突き詰めた上で、建て直つた教育者とならねばならぬ。而して合理的計画的の教育をなし、他の文化的分業者が悉く科学的指導によつて挙げつゝある程度の高い能率を教育者も挙げ得るやうにならねばならぬ。是に於て初めて前科を償却した完全教師といふことが出来るであらう。」という。ここで重要なのは、「国体観念」と合致とは言つても、皇室中心という条件が付いており、「日本精神」とは言つても、観念論的・感情論的な日本精神を退けた充実したものであることを条件としていることである⁹⁵。

三、その証明は何を以てするか、では、「完全転向」をどうやって証明するかを説明している。証明は観念的理論ではなく、実際生活に拠るとする。ここに4名の転向者の意義があるとし、「全国の赤化事件の当事者が等しく憂鬱の生活に沈淪してゐるのを普通とする中に、敢然として警視庁や警保局を訪ひ、仇敵を忘れて朗かに懇談し、積極的に同じ境遇者に呼びかけんとする途上にある以上は、これをだも疑ふのはあまりに怪〔懐〕疑論者ではないか。」と転向者の変わりぶりを強調している。とはいえ、人間同士というのは欺くことが可能である故に、宗教的根柢を求める必要がある。その転向者の人格を保証する「正善必賞、邪悪必罰といふ文証と道理と現証とが具備した宗教」とは何か。正しく善い言動を行えば賞され、邪で悪い言動を行えば罰されるという文言があり、その理屈があり、それが実際に生活に現れる宗教が必要となるわけである。そして「完全転向」は牧口が成し遂げたわけではなく、経文通りの実証であるとする。

この信仰に入ると「こゝにマルキシズムや、ありふれた宗教とは全く異つた境地が展開するので、行と解とが二つながら進んで来、するところでは今までの独善主義で到底、居られなくなつた結果、今度の如き頼まれもせぬのに、苦しい中から自腹迄きつて同境遇者に呼びかけ、聊か罪亡ぼしと共に、社会奉仕をしようとするのである。」といった状態になり、これが「宗教革命」

⁹⁴ 同2～3頁参照。資料紹介271頁参照。

⁹⁵ 同3頁参照。資料紹介271～272頁参照。

まで達したということであり、「完全転向」が出来たということになる。また別言して「たゞ他力を頼み、独を慎むだけで、無害とはなつたが、有益とならなければ真の甦生とは云へない。悪を去ると共に善に向つて敢然と進んだ以前の勇気を恢復してこそ、初めて毒が變じて薬となるのである。そのためには自行と化他との両生活を並行せねばならぬ」という⁹⁶。

四、その基礎たる宗教とは何ぞや、では、「三、その証明は何を以てするか」で触れた宗教とは一体何かに言及しようとするも、かならず「又例のか」という反応が来るので、あえて認識しないで評価はしてくれるなよと念押ししている。またこの反応がある故に、この宗教が「人間の善悪判定の明鑑」「勸善懲悪の保証」であるとする⁹⁷。

五、宗教革命は可能なるか、その方法、では、あらためて宗教革命として如何なる宗教を選定するかを述べている。牧口は、「二、完全転向とは何を意味するか」で言及した完全転向の3条件を適用できるとし、「要するに科学に背反せずして、しかも現当二世の生活原理たるべきものたること、「古今ニ通シテ謬ラス、中外ニ施シテ悖ラス」と教育勅語に仰せられた神ながらの大道に合致して、所謂日本精神の根柢たるべきものでなければならぬ。」と述べている。これを前出の完全転向の条件①②③に当てはめながら説明したい。

①は、「皇室中心の国体観念と合致し、虚妄なる観念論的日本精神でなくて充実したるそれたる事」＝「古今ニ通シテ謬ラス、中外ニ施シテ悖ラス」と教育勅語に仰せられた神ながらの大道に合致して、所謂日本精神の根柢たるべきものでなければならぬ。」

これは、牧口の「国体観念」解釈がよく分かるところで、皇室中心の「国体観念」すなわち教育勅語に述べられている「昔から今を通して誤らず、日本および世界でも適用できる」という「神ながらの大道」に合致した精神で、これが日本精神の根本でなければならぬとしている。ここで牧口が構成しようとしている「国体」とは、徹底した普遍理念、普遍思想である。「神ながらの大道」「皇室」「日本精神」「教育勅語」と国体を語る上で、同時代的に触れざるを得ないキーワードを使っているが、指し示しているのは「普遍」である。結局①の条件とは約言すれば、普遍的でなければならぬということになる⁹⁸。

②は、「あくまで合法的手段の生活をなす事。」＝「要するに科学に背反せずして」。

この「合法的手段」とは、非合法的手段に対するものと捉えることも出来るし（本稿第1章第5節で紹介した行刑当局の「転向」基準を参照されたい）、合理的方法と捉えることも出来るだろう。生活の合理化は、牧口が教育革命を志してから一貫して主張している考え方である。教育学の合理化・科学化および生活の合理化の主張は、『体系』の中核をなしている。

③「自己一身を衛れば足るといふ消極的の個人主義の生活を脱し、積極的に社会の指導に任ず

⁹⁶ 同3～4頁参照。資料紹介272～273頁参照。

⁹⁷ 同4頁参照。資料紹介273頁参照。

⁹⁸ ちなみに1937年3月刊の『国体の本義』（文部省）では、国体を「大日本帝国は、万世一系の天皇帝祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。」（9頁）と定義している。

るといふ愛国心に燃える事。」＝「しかも現当二世の生活原理たるべきものたること」

この「現当二世」とは、現在と未来を指している。つまり現在および未来にわたって生活を保証する原理ということになるが、これを消極的の個人主義的生活を脱却して、積極的な社会の指導・貢献的生活に入ることとして理解している。

以上、「完全転向」の3条件①②③を適用して、宗教の選定条件を鑑みるならば、普遍的で、科学的合理的で、積極的に社会を指導し貢献的生活に入ることのできる宗教ということになる。その宗教とは結論すれば、「法華経」だとするが、牧口が理解するところの「完全転向」の基礎たる宗教である「法華経」とは一体何なのか検討が必要であろう。牧口は、ここで「法華経」の日蓮正宗的解釈を支持している。「法華経」が選ばれるのは宗教の比較検討の結果であり、その比較検討の標準を日蓮教学の「五重相対」に求めている。牧口はここでロジックツリー式に図解しているが、よりよい宗教をもとめていく5つの標準を示したものとして「五重相対」が示されている。「五、宗教革命は可能なるか、その方法」では「宗教」を5つの標準で選り分け（資料紹介 275 頁の図表を参照）、「七、創価教育学との関係如何」ではこれを「教育法」に応用し5つの標準で選り分けている（資料紹介 278 頁の図表を参照）。1937年の『実験証明』では、この考え方を「生活」の次元に落とし込んだ「生活目的観進展の階級」として提示している⁹⁹。

『赤化青年パンフ』では「五重相対」について「小乗教とは個人的の生活法」「大乘教とは社会的な生活法」といった解釈が試みられている。またこの五重相対について理論として優れているかどうか、その理論を実践した場合の価値、が判定の標準になっていると解釈している。

ここで「宗教革命」の内容がはっきりと描かれている。宗教を善悪優劣で比較検討し、より善く優れたものを信じることである。より善いもの、より優れたものを信ずるのでないなら「理性を備へた甲斐がどこにあらう。所謂宗教革命によつて心の根柢から建て直さなければ、一切人事の混乱は永久に治すべからず」という。そうやって「宗教革命」し、導き出されたものこそが、「法華経」であり、「妙法といふ最高最大の正法」となる。これが「完全転向」の根柢であると述べている¹⁰⁰。

六、国体と一致したる宗教とは如何、では、国体と一致した宗教とは何か、ということで「法華経」に対する日本の歴史的な事実を挙げて、国体と一致しているという保証を試みている。国史中の忠臣は皆法華経の信者であり、「霸道をしりぞけ、皇道を顕揚し、天壤無窮の神勅に合致」するところの法華経がいかに日本国体と親密な関係か説明している。ただしここでも「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられた「神ナカラノ大道」と契合するからである」と「普遍」を強調している¹⁰¹。

国体との一致については、特に赤化青年を救済し、彼らの生活を保証するためには、どうしても強調されなければならないものであることを理解する必要がある。もし国体との一致について

⁹⁹ 前掲『牧口全集』第8巻、43頁参照

¹⁰⁰ 前掲『赤化青年パンフ』4～6頁参照。資料紹介 273～276頁参照。

¹⁰¹ 同6頁参照。資料紹介 276～277頁参照。

言及がなければ、国体を変革する「運動がましき」ものと見なされ、治安当局の検挙対象となりかねないからである。それは、牧口が赤化青年を救済するという目的を妨げることになる。

七、創価教育学との関係如何、では、創価教育学との関係について説明している。ここで、「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」の対象とする視角が、長野県教員赤化事件に関係した青年教育者たちに定められていることが再確認できる。「七、創価教育学との関係如何」の冒頭は創価教育学の概要的な説明であるが、その説明が終わった後で、創価教育学と「宗教革命」の関係について言及している。少し長いが重要な証言なので引用する。

此の科学の目的は教育法の最良の大法を見出さうとするものであつて、方法の研究が主ではあるが、それだけでは「仏が出来て魂の入らぬ」ものである。いかに形式の研究がされたとて、国家生活の改造の基礎には教育内容の研究対象たる国体観念までにどうしても徹底しなければならぬ。是に於てか教育の改造には、その根本中核となるべき宗教の革命にまで及ばない限り、竜を画いて点睛を欠くに同じといふのである。

加之、教育法の価値判定にも前記宗教判定の標準たる五重相対がびつたり当てはまる。従つて他のすべての生活法のそれにも適用され得るのである。

(図表略)

教育方法の最高最大のものを求むるにしても、又その内容の究局目的を認識して指導原理とするにしても、最高最大の宗教によらなければならぬといふのが創価教育学の不動の信念である。

余はもとより斯かる小論文によって、かゝる広汎なる大問題を解決して皆様の賛同を得んとすることは覚束ないことを知つて居る。たゞ論より証拠、今の世に如何に説明しても、とても疑惑は解けないとまでに思ひ込まれてゐる赤化青年の完全転向が出来るといふ実証を、現前に提出しての論証で之がある以上、よもや一顧の価値なしとはされまいと信ずる。

要するに宗教革命によつて心の根柢から建て直したればこそ、本人等の斯様な率直明確なる自信ある告白も出来、又見聞者のそれに対する信用も出来るといふもので、とても人力の能はざる所と云はなければならぬ。そこで、斯やうな明確なる文証と現証と道理との具足によつて、斯かる赤化青年の完全なる転向は、宗教革命を前提とせる教育改造によつてのみ可能であつて、今までの処、それ以外には不可能と断じて差支ないと信ずるのである。が果してそれが過言でないか否かは、憂ふべき現下の我国家の為に、真率なる検討を請はんとする所である。而してなほ適確なる反証の挙がるものがないならば、全国数万を数ふる赤化青年の為、切に指導階級に対して真面目なる考慮を煩はさう【と】するのである¹⁰²。

ここでは、創価教育学（教育革命）と「宗教革命」の役割の違いを述べている。教育学は教育

¹⁰² 同7頁、傍線引用者。資料紹介277～279頁。

の方法の研究が主であり、それは形式の研究である。そして教育学の研究を徹底するならば、内容の研究にまで進まなければならず、内容の研究対象である「国体観念」にまで手を伸ばす必要がある。しかし、そのためには宗教の革命（既成宗教を放棄し、宗教を比較検討し、誰もが信ぜざるを得ない宗教を選別すること）にまで及ばなければ完全なものにならないというのである。

以上、『赤化青年パンフ』の一～七のセクションを要約的に取り上げたが、内容を理解する上で重要と考えられることをまとめておきたい。牧口が考えるところの教育の目的は、人生の目的から導き出されるものであり、それを幸福生活とする。子どもが幸福生活を遂げることが出来るように指導する方法の知識体系を明らかにするのが牧口の教育学の目的である。しかし、教育内容は法規定や国定教科書等で既に決められているわけである。所与の内容をどう扱うか。そこで牧口が参考にしたのが、日蓮教学の五重相対の考え方だった。これは、よりよい宗教とは何かを判定する基準であり、仏教外の宗教も視野に入れたメタ宗教的な視点を持っていると考えられた。こういった日蓮教学の考え方（正確に言えば天台教学の教判を基礎にした）が牧口の用語法でいうところの「仏教の極意＝超宗教」¹⁰³として認識されたのであろう。これは「国体観念」に対しても五重相対に依拠した5つの批判が適用されることを意味している。たとえば「完全転向」の条件に出てきた「虚妄なる観念論的日本精神でなくて」は五重相対で言うところの権実相対における批判にあたるといえる。

つまり、牧口が「国体」との一致や支持などに言及した場合、手放して礼賛するわけでは無く、この5つの批判を経て「国体」が構成されていることが考えられる。また『赤化青年パンフ』で教育勅語を取り上げる際に「古今二通シテ謬ラス、中外二施シテ悖ラス」にしか言及していないのも、5つの批判を経て価値ありとして残ったのが、この文言だけだったという可能性がある。

さらに「七、創価教育学との関係如何」では、宗教判定の標準である五重相対をひな形にして、教育方法を理論として優れているか、その理論を実践した場合の価値の多寡によって立て分けた「教育法の価値判定」の図表が掲載されている（資料紹介 278 頁参照）。牧口は内容・方法のいずれに対しても五重相対をもとに価値を判定していたのである。

価値判定の基準として援用された五重相対¹⁰⁴を牧口はどのように解釈していたのだろうか。『赤化青年パンフ』に掲載された「五重相対」「教育法の価値判定」、『実験証明』に掲載された「生活目的観伸展の階級」¹⁰⁵を参考にして、五重相対におけるそれぞれの批判を牧口がどう解釈したのか、以下で出来るだけ短いセンテンス（太字）で表現することを心がけ文章化を試みる。

①内外相対…因果法則に基づいているか。科学的因果法則に基づいているかどうかを判定する。合理的かどうかここに含まれる。教育に置き換えれば、その内容・方法は科学的合理的かという批判となる。

¹⁰³ 牧口は1937年の『実験証明』で「超宗教」に言及している。「超」にはsuperとmetaの意義が含まれていると考えるが、牧口の用語法的にはmetaの方が適切か。前掲『牧口全集』第8巻、解題486頁参照。

¹⁰⁴ 創価学会の「五重相対」に関する現在の解釈については創価学会教学部編『教学用語集』聖教新聞社、2017年、105～107頁を参照。

¹⁰⁵ 前掲『牧口全集』第8巻、43頁参照

②大小相對…どこまでを対象とするのか。個人的な利益を目指すのか、社会的な利益を目指すのか、という対象の範囲を判定する。教育に置き換えれば、その内容・方法は全体にも適用できるのかという批判となる。

③権実相對…現実に基づいているか。観念的か、実証的かを判定する。教育に置き換えれば、その内容・方法は実証的かという批判となる。

④本迹相對…原因と結果の關係が明瞭か。根本の原因が明かされているかどうかを判定する。教育に置き換えれば、これまでの研究蓄積を参照した上で、その内容・方法が妥当といえるかという批判となる。

⑤種脱相對…目標は適切か。理想的ではあるが近づき難い完成された目標を設定するか、達成可能な目標を設定して徐々に理想に向かっていくか、目標の適切さを判定する。教育に置き換えれば、その内容・方法の目標設定は適切かという批判となる。

以上、試みに牧口の五重相對の現代的解釈を再構成してみた。これは本稿筆者の五重相對解釈を示したものでないことを改めて断っておく。この五重相對をひな形とした価値判定の基準は、晩年まで検討が加えられ、発展・変化を遂げていったと考えられる¹⁰⁶。ひとまずは1935～1937年頃の牧口の価値判定の基準として理解することが必要であろう。少なくともこの時期に牧口が「宗教」「教育」「革命」「転向」「国体」「日本精神」「教育勅語」等に言及し、共感・支持を表明していた場合、上記の5つの批判を経ていることは確かと言える。

最後に、牧口の「観念」と「概念」の使い分けについて言及しておきたい。牧口はペスタロッチを評して「教育学を深き哲学的根本原理の上に、即ち人間性の法則の上に基ける」ことに苦心し、「具体的観念の充実せざる抽象的概念が虚妄であると同様、抽象的概念に到らない具体的観念は盲目である」という真理を最もよく理解して、この弊に陥らないように努力していた人物で、彼が教育史上において教育者の目標で有り続けた特質もここにあるとしている¹⁰⁷。牧口はここにペスタロッチの独特の価値を認め、後進者の模範としている。

具体的観念とは、個人の感覚器官に感じた刺激を組み合わせて構成されるもので、直観（または知覚）の作用によるものである。抽象的概念とは、この具体的観念を更に収集・分類し、比較し、各個に内在する性質を分解・結合し、共通性を抽象し、不共通性を捨象して構成されるもので、思考の作用によるものである。牧口は、前者を具体的個別観念、後者を抽象的普遍概念とも称している¹⁰⁸。

教育学において特にペスタロッチ以降、直観と思考の作用は重視されており、牧口が教育学を構想するに際し依拠したヘルバルト派の五段教授では、予備・提示・比較・統合・応用の、予備・

¹⁰⁶ 拙稿「価値論形成史の試み—牧口常三郎と戸田城聖—」（『創大教育研究』第26号、創価大学教育学会、2016年）を参照。

¹⁰⁷ 前掲『牧口全集』第6巻、85頁参照。この具体的観念云々は、カントの有名な言葉、「概念なき直観は盲目なり」「直観なき概念は空虚なり」に対応している。三浦藤作『参考西洋教育史』太陽堂書店、1929年、302頁などを参照。

¹⁰⁸ 前掲『牧口全集』第5巻、275～277頁を参照。

提示の段階に直観作用が、比較・統合の段階に思考作用が位置づけられている¹⁰⁹。牧口が「国体観念」と称する場合、それは未だ具体的・個別の段階で、抽象化・普遍化を経ていないという認識を持っていた可能性はあるだろう。

おわりに

本稿は、今後の研究のために必要な最小限の理路を辿ったに過ぎない。本研究でアプローチする研究課題の内、本稿では「課題Ⅰ.赤化青年の転向における治安当局と創価教育学会との協力関係とはどのようなものであったか」「課題Ⅱ.牧口常三郎が目指していた「完全転向」「宗教革命」とはどのような内容なのか」に対して限定的であるが解明を試みた。「課題Ⅲ.Ⅰ・Ⅱに対して歴史的・思想的にどのような解釈を与えることができるのか」については本稿ではほとんど触れることが出来なかった。別稿において改めて言及したい。

第1章では『新教』『教育改造』といった資料を用いつつ、起訴猶予・執行猶予・仮釈放といった転向者らがおかれた状況に着目することで、思想犯転向輔導施策に対する牧口の対応を解釈している。当時の法令・規則から転向者が生活する上で保護者を介しつつ治安当局と連携を取る必要があったこと、かつ『保護時報』などから転向者の社会復帰のために当局との連携が特に有効であると考えられていたことを指摘した。牧口が長野県教員赤化事件の転向者らの上京後の保護者となっていた可能性は充分にあると考えられる。保護者という名目でなかったとしても同等に連携を取っていたことが「創価教育学会の消息」などから確認できている。そして、「保護」の観点から見れば『新教』『教育改造』の誌面で治安当局とのやりとりや親密さを記事化すること自体が、転向者らの生活を保証していたと言えるだろう。

転向に関わると言っても、どの段階で関わるのかで立場も意味合いも異なる。思想犯にならないように「予防」する段階か、思想犯として検挙された後に転向を促す「取調」また「裁判・行刑」の段階か、転向が認められた起訴猶予・執行猶予・仮釈放の者、満期釈放者を「保護」する段階か。牧口が関わったのは「保護」の段階である。転向者の社会復帰や生活を保証するための根拠を「宗教革命」のもとに構築している。牧口はそれを「完全転向」として定義した。しかもこれは1936年5月の思想犯保護観察法成立以前に属する。また転向に関わった理由の一つとして(きっかけは偶然に属するかもしれないが)、牧口が教育学的要請として「悪人救済」の役割を宗教に求めていたことを指摘した。

第2章では第1章の解釈を前提として『赤化青年パンフ』の概要をスケッチした。もちろん厳密な定義や思想的・歴史的解明は今後の研究に譲るとして、これまでにない『赤化青年パンフ』

¹⁰⁹ 『牧口全集』第9巻、第三文明社、1988年、310～311頁参照。森岡常蔵『小学教授法』金港堂、1899年、35～39頁などヘルバルト派の五段教授の解説を参照。また、初期牧口思想における「観念」と「概念」の位置づけについては、伊藤貴雄「J・F・ヘルバルトの類化論と初期牧口思想の形成」(『東洋哲学研究所紀要』第16号、東洋哲学研究所、2000年、150～167頁)において牧口の「観念類化作用」論文を通し詳細に検討されている。

の一つの読み方を提示できたのではないかと思う。

「完全転向」（およびその原理である「宗教革命」）を、単なる教線拡大や会員増といった理解で済ませた場合、転向者という「厄介」な相手をあえて対象に選んだ理由が説明できないのではないだろうか。牧口は自身の認識作用・評価作用によって共産主義運動や治安当局とは異なる「革命」「転向」を定義している。

本稿も解釈の一つに過ぎないと言われるかもしれないが、これまでのステレオタイプの歴史認識からは見いだせなかった、牧口常三郎の思想と人物像を描けたのではないだろうかと思う。また牧口思想における『赤化青年パンフ』の位置づけが、牧口研究に新たな展開をもたらすことを本稿によって示唆できたのではないだろうか。

積み残されている課題は多い。本稿では、『赤化青年パンフ』の「転向」「国体」「宗教（革命）」について一つの読み方を示したに過ぎない。また特高警察、治安維持法、長野県教員赤化事件についても必要最小限しか触れていない。本研究は牧口常三郎という教育者に関する調査報告ではあるが、広く戦時下日本の言説分析の一例として、今後の研究の一助となれば幸いである。